

平成20年5月27日

於・総務省8階 第1特別会議室

情報通信審議会
電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会
合同公開ヒアリング（第3回）議事録

開会 午後 1時59分

閉会 午後 4時20分

総 務 省

目 次

1	開会	1
2	事業者ヒアリング	2
	(1) 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	
	(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
	(3) イー・アクセス株式会社	
	(4) 株式会社ケイ・オプティコム	
	(5) 社団法人テレコムサービス協会	
	(6) 全国消費者団体連絡会	
3	質疑・討議	26
4	閉会	48

開 会

○黒川主査 本日はお忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。
ただいまから情報通信審議会電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会合同公開ヒアリング第3回を開催いたします。

私は、本日の議事進行を務めさせていただきますユニバーサルサービス委員会主査の黒川でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、電気通信事業部会から根岸部会長、酒井部会長代理、高橋委員、辻委員、東海委員、長田委員が、ユニバーサルサービス委員会からは、菅谷委員、関口委員、藤原委員が出席されております。また、酒井部会長代理におかれては、ユニバーサルサービス委員会の主査代理、また、東海委員におかれてはユニバーサルサービス委員会の委員でいらっしゃいます。

なお、本日は辻委員はおくれて参加されると伺っています。

本ヒアリングは、先月22日に諮問されました「ユニバーサルサービス制度の在り方について」の審議の参考とするために開催される全2回のヒアリングのうちの第1回目のヒアリングでございます。

本日のヒアリング対象者としては、NTT東日本、NTT西日本、それからNTTドコモ、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、テレコムサービス協会、全国消費者団体連絡会の皆様が出席されておられます。

議事に入ります前に、お手元に配付されております資料について確認したいと思います。事務局から確認をお願いいたします。

○鈴木料金サービス課課長補佐 はい。それでは、お手元の配付資料につきまして確認をさせていただきたいと思います。皆様方のお手元には、座席表、議事次第、タイムスケジュール及び本日のヒアリング対象者のNTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、テレコムサービス協会、全国消費者団体連絡会の皆様の説明資料を配付いたしております。また、参考資料としまして、情報通信六法を置かせていただいております。ご確認いただきまして、不足などがございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

○黒川主査 よろしいですか。

本日の議事の進め方でございますが、お手元のタイムスケジュールに従いまして、まず、ヒアリングの対象者の皆様から、順次、持ち時間の範囲内で意見陳述を行っていただきます。その後、質疑・討議を1時間程度行いたいと存じます。その際、発言者におかれましては、挙手の上、ご発言いただきますようお願いいたします。

関係者からのヒアリング

○黒川主査 それでは、早速、ヒアリングに入りたいと思います。

最初に、NTT東日本及びNTT西日本からの説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東日本電信電話株式会社（渡邊） それでは、NTT東日本、西日本、代表いたしまして私、東日本からご説明し、最後、西日本からコメントさせていただきます。

本日はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。早速、お手元の資料に沿ってご説明を申し上げます。

弊社のユニバーサルサービス制度に対する考え方をご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、「ユニバーサルサービスの現状と課題」というところからご説明いたします。

次に1ページがありますので、1ページ目をごらんください。NTT東西のユニバーサルサービスは、NTSコストのつけかえに伴います加入電話基本料のコスト増加等によりまして大幅な赤字となっております。具体的には、下の図にありますように、平成18年度は849億円の赤字となりました。前年度は518億でしたので、さらに悪化ということになっております。この中でも東西会社は経営効率化を推進しましてNTSコストの吸収に努めておりますが、都市部を中心に加入電話が急激に減少する中で、サービスの維持に一定のコストを要しますので、NTSコストを全額吸収することはなかなか困難な状態になっております。今後を見通しますと、このページの右下にありますように、費用面ではNTSコストというのがさらに増加してまいります。一方で、収益サイドは都市部の競争の激化によりさらに落ち込むことが想定されますので、なかなか厳しい状況が続くということをごらんいただければと思います。

そんな中で、2ページ目に参りまして、NTT東日本といたしましてもコスト削減

に努めておりまして、平成19年度で見ますと、平成12年度対比で約8,000億円のコスト削減を実施しております。その19年度のコスト削減の内容を真ん中に書いておりますが、平成14年度に実施いたしました構造改革によりまず退職再雇用というスキームでの賃金の大幅な切り下げを継続実施しておりますし、また、採用の抑制を続けておりますので、人員のスリム化も進んでおります。さらに、料金・116等のコールセンター業務を集約したりアウトソーシングしております。具体的には、その右に料金業務等の拠点集約を書いておりますが、東日本エリアで71の拠点を9拠点まで集約いたしました。また、物件費全般にわたりますコスト削減を実施しておりますし、設備コストにつきましては、その下にありますように、固定電話につきましては新規投資を原則停止いたしまして、最小限のものにとどめております。また、資産のスリム化もさらに進めております。こういう取り組みをしております。

続きまして3ページ目をごらんください。こういった中で、IP化とか都市部の競争の進展によりまして加入電話の減少が続いておりますが、メタル加入者回線をやはり維持する必要があるとして、老朽化設備の更改とか住宅開発に伴います新規敷設などに対応するために最低限の投資を継続するなど、一定のコストを要する状況にあります。また、設備も老朽化してまいりましたので、故障率の増加等でのコスト増も懸念しております。

次に4ページ目をごらんください。こうした中で基金制度が稼働しておりますが、現実には、NTT東西がユニバーサルサービスの赤字——849億円に達しますが、これの約9割弱を——713億円になりますが、みずから負担し、残りの赤字136億円について基金から補てんを受けております。今後、NTT東西が下の絵にありますように効率化は当然進めてまいりますが、一方で、都市部における競争の進展やNTT Sコストのさらなるつけかえがまいりますので、ユニバーサルサービスの収支は一層悪化せざるを得ないというふうに見込んでおります。したがって、基金の補てんが抑制される中で、NTT東西自身の負担がさらに増加して、結果としてユニバーサルサービスの維持に支障を来すおそれがあると懸念しております。

次のページ、5ページ目をごらんください。他方で、IP化の流れが加速しておりますが、都市部を中心に加入電話の減少・IPサービスの拡大が進んでおりますが、市場全体のIP化には一定の時間を要すると想定しております。特に高コスト地域におきましては都市部に比してニーズが少ないことから、当面の間、加入電話が残ると

想定されております。具体的な数字は、19年12月末で、このページの右下にありますように、IP電話で680万、他社さんの直収電話570万、NTTの加入電話が約4,000万と、こういう状況になっております。

それでは、次のページをごらんください。こういった中でいわゆる高コスト地域の加入電話サービスにつきましては、左下の絵にありますように——この絵は縦軸がコストで横軸が施設数（加入数）ですが、これまでは、1つは、メタル加入者回線コストというものにつきましては全国平均より低コストの地域の黒字（青い部分）で高コスト地域の赤字を補うと、内部相互補助を東西会社内部で行うということで賄ってまいりました。そして、高コスト地域のNTSコストにつきましては基金の補てんをいただいておりますという構造でやってきたわけですが、右にありますように、いわゆるIP電話や他社直収電話に加入電話がどんどん移行いたしますと、いわゆる低コスト地域の黒字の額が減少してまいりまして、ここから赤字地域に補てんするメタル加入者回線コストの補てん原資自体が縮小してまいります。また、IP電話とか他社直収に移行することによりまして、いわゆる高コスト地域の回線数そのものが4.9%、比率で掛け算しますので、減ってまいります。そして一方で、コストのベンチマーク水準自体も上昇してまいります。したがって、結果として補てん額の減少が生じます。こういったことを勘案しますと、ユニバーサルサービスの維持というのはこのままではなかなか困難になってくると。したがって、高コスト地域における電話サービスを維持していくために必要な補てんがなされるよう、現行の制度を見直すことが必要であると考えております。

それでは次に、「個別論点に対する考え方」であります。

7ページです。加入電話は、最も低廉な料金により提供されているサービスの一つであります。それと同等のサービスが部分的かつ限定的に登場してきておりますが、現時点では加入電話がユニバーサルサービスに該当すると考えられております。

次に8ページ目をごらんください。第一種公衆電話であります。外出時にだれでも利用できるという性格とか、災害時の通信手段の確保という観点から必要という意見もありますが、一方では、携帯電話の普及によりまして利用が年率17%減少してまいっております。こういった社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要があると考えております。

続いて9ページに参ります。9ページでは、NTT東西は光サービスの提供に努め

ておりますが、昨年の11月に、今後の市場環境等を踏まえまして、2010年時点の目標数を3,000万から2,000万に見直したところであります。ブロードバンドやその上で提供されます光IP電話につきましては、ユニバーサルサービスの「いつでも、どこでも、だれにでも、最低限の通信手段を確保する」という政策目的にかんがみまして、サービスの普及状況とか社会的なコスト負担に与える影響を勘案しつつ、国民利用者のコンセンサスを得ながら慎重に検討していくことが必要であると考えております。

なお、既存のIP網から次世代のNGNと言われるIP網へのマイグレーションについては、当面、提供エリアを拡大する中でお客様ニーズに応じて進めていきまして、その上で2012年度末を目途に完了することを目標としております。したがって、PSTNの扱いにつきましては、既存IP網からのマイグレーションの状況を踏まえ、また、下に書いています課題を検討の上、2010年度に概括的展望を公表する考えであります。その課題の1つが、交換機自体の活用可能期間。2つ目はメタルアクセスのNGN収容、もう1つの光アクセスのNGN収容、この経済比較が必要になります。また、ユニバーサルサービス基金制度のあり方も課題になりますし、政府・自治体によりますデジタル・ディバイド対策の方向性も勘案しなくてはならないと思います。この上で2010年度にそういったものを公表したいと考えております。

10ページ目に参ります。適格電気通信事業者の要件に関するところでありますが、IP化の進展に伴いまして、都市部の新築マンションにおいてデベロッパーから光IP電話のみの提供を要望されるケースが生じてきております。また、一部の地域において自治体が光IP網を整備して、光IP電話への移行を促進されるケース、必ずしも加入電話の提供を求められない事例が部分的かつ限定的に登場してきております。こういったIP化のさらなる拡大に伴いまして、こういった事例が増加することが予想されますので、今後の環境変化を踏まえた制度設計について引き続き検討する必要があると考えております。

続きまして11ページに参ります。コストの算定方法、その算定方法の見直しであります。まず、加入電話基本料のコスト算定につきましては、本来、私どもは、全国平均コストを上回る高コスト地域——これは25%ありますが、を補てん対象とする必要があると考えておりますが、現行の制度の補てん対象地域は2σ以上乖離した

著しく高コストのエリア、結果的に4.9%に限定されております。先ほど申し上げたように、現行の算定方法は、IP化とか都市部の競争の進展によりまして加入電話が減少してまいりまして、高コスト地域のサービス維持に必要な補てんを確保できないおそれがありますことから、次に述べます2つの点に関して見直しが必要であるというふうに考えております。

具体的には12ページに参ります。高コスト地域のNTSコストについての補てんであります。従来、左下にありますように、高コスト地域4.9%の回線見合いで、かつコストがベンチマークより2σ以上離れているところ、この緑の部分が補てん額でありましたが、右側にありますように、IP電話とか他社直収電話が増加してまいりますと、高コスト地域の回線数自体が、4.9%の部分が減ってまいります。そして、コストのベンチマーク水準自体が上昇してまいります。その結果、補てん額自体が減少すると、今、こういう構造を内包したスキームだと理解しております。したがって、都市部の加入電話減少の影響を受けないように、高コスト地域の回線数規模とかコストのベンチマーク水準を基金稼働開始時の水準に補正することが必要ではないかというふうに考えております。

続きまして13ページであります。高コスト地域のメタル加入者回線コストに対する補てんについてであります。現在は、左下の図にありますように、低コスト地域のメタル回線のコストの黒字で赤字コスト地域の赤字を補てんしております。これを東西会社の中の内部相互補助でやっております。しかしながら、IP化とか都市部の競争が進展してまいりますと、メタル回線をご利用しない他のサービスに移行が進んでおりますので、その結果、真ん中にありますように、低コスト地域の回線数ウェートの低下に伴いまして加入電話の平均コストが上昇しております。それからもう1つは、②にありますように、高コスト地域の維持コストについて、都市部の加入電話が負担する一方で、他の同等なサービスが負担していないため、都市部の加入電話の負担が相対的に増加しております。こういった問題が生じております。

14ページ目に参りまして、こういった問題を下の絵で見ますと、メタル加入者回線コストについて、従来は内部相互補助でやってきたわけではありますが、その右側にありますように、IP電話とか他社直収に移行することによりまして低コストの地域の黒字が減ってまいりまして、高コスト地域の赤字を賄いにくくなると、こういう構造が生じているということでもあります。したがって、現行の内部相互補助の仕組

みが困難となりつつある点を踏まえまして、メタル加入者回線コストについて、補てん額算定上、補てん対象コストに含めて、NTT東西が負担する現行の仕組みから、基金を通じてすべての事業者さんが広く浅く負担する仕組みに見直すことが必要であると考えております。

次に15ページ目に参ります。以上のとおり、IP化とか都市部の競争が進展する中での対応策として2つの点をご提案いたします。1つが、高コスト地域のNTSコストに対する補てん、2つ目が、高コスト地域のメタル加入者回線コストに対する補てんであります。右下の図を見ていただきますとごらんになれますように、IP電話や他社直収電話に移行するに伴いまして、高コスト地域の回線数が減ってまいります。そしてベンチマーク水準が上昇してまいりますので、それにつきまして基金の稼働開始時の水準に補正する必要があると思います。もう1つは、そのことによりましてNTSコストの補てんの部分の減少をもとの水準に回復させるということができると思います。もう1つがメタル加入者回線コストですが、これにつきましては、現在、内部相互補助でやっておりますメタル加入者回線コストについて、低コスト地域が減ってまいりますので、高コスト地域のメタル加入者回線コストを賄うために、このメタル加入者回線コスト自体を補てん額の対象コストに含めると。そのことによりまして、この図で申し上げますと、高コストのBという部分ですね、ここが補てん額の対象としていただく必要があるのではないかと。したがって、結果的にはAプラスBトータルが補てん対象とすべきではないかというふうなことであります。

そして次に16ページに参ります。ユニバーサルサービスの将来像研究会報告書では、この都市部の加入電話減少に伴います補てん額の減少を補正するために、加入電話回線の数にIP電話の回線数を加算する方法が示されております。しかしながら、ユニバーサルサービス制度を固定電話に相当するサービスの体系としてとらえる場合、技術とか事業者に差を設けず、すべてのサービスを対象とすることにより整合性を保つ必要があると考えますので、他社直収ないしIP電話も含めてトータルとして算定に使うということが必要であろうかと思います。

17ページ目に参ります。17ページ目は、公衆電話、緊急通報についての在り方ですが、現行の「収入－費用方式」によりサービス提供に必要なコストを補てんする仕組みを継続することが必要だと思っております。この辺は諸外国も同じ仕組みを導入しているということでもあります。

次に18ページ目に参りまして、利用者負担を抑制する観点から昨年実施されました「き線点RT～GC間の中継伝送路コスト」の扱いであります。このページの左上の絵にありますように、ユニバーサルファンド制度当初のスキームでは、見直し前というところにありますように、全国の平均コストより高い高コスト地域4.9%を対象として、全国平均コストを上回る部分が補てん対象ということで制度が発足いたしました。昨年度、コストについても2σ以上乖離したところのみを対象とするということで、見直し後のこの部分に補てん対象のコストが変更されております。その結果、右にありますように、当初の制度では初年度7円だった番号単価がさらに12円とか18円というふうになることが想定されておりましたが、この見直しによりまして7円前後で推移するというふうになったところでもあります。ところで、この左の上の図で見ますように、見直し前と見直し後で差がある部分ですが、そこは内容的には、いわゆるき線点RT～GC間の伝送路コストでして、その部分を上の措置をしたことに伴いまして、接続料側で当面経過的に回収するというふうに見直されました。その結果、その右にありますように、固定電話の接続料（GC接続料）で平成20年度4.53円ということで、当初の審議会の答申の想定範囲内で推移しております。

この扱いにつきましては、次の19ページにありますように、今後、都市部におきましてさらに加入電話の減少が生じますが、こういった中で、現行の基本料水準で中継ネットワーク設備の伝送路コストを負担するという事は極めて困難であります。また、他の事業者さんは、その絵の右下にありますように、中継ネットワーク設備の伝送路コストを接続料で回収されておられますので、私どもがその該当する部分を基本料で回収する場合には、ある種の同等性が確保されない可能性があると考えております。

そして次の20ページに参りまして、このNTSの中継伝送路コストというのは、接続料で負担するのか、基本料で負担するかという選択の結果、生じるものとなっております。ところで、平成16年の「接続料算定の在り方」の答申が出された当時、そのときの競争の状態というのを、このページでいう左下の平成16年当時、マイラインを利用という状態を想定されておったように記憶しております。すなわち、発信側から着信側に、要するに接続料をいわゆるアクセス側で両側で負担すると、こういうことが想定されたと思いますが、実際にはその後、競争の進展でドライカップ電話等が登場いたしますと、接続料は片端払うので済むと、あるいは東西と相互に接続料

を払い合うということで、大分当時の想定と違っておると考えます。したがって、当時想定した接続料の上限値に対して一定の見直しが許容される状況にあることを踏まえまして、基金の利用者負担の抑制という目的を達成するためには、「き線点R T～G C間の中継伝送路コスト」を当面、接続料で回収せざるを得ないのではないかとこのように考えております。

続きまして21ページです。コストの負担方法であります。現行の電気通信番号数に応じて負担する方式を継続することが適切であると考えております。また、利用者転嫁につきましては、NTT東西は基金に拠出している一方で、ユニバーサルサービスの赤字のほぼ9割弱を自身が負担し、残りの赤字について基金の補てんを受けている状況にありますから、この辺のことを勘案いたしまして、みずからの拠出相当額をお客様にご負担いただいております。

続きまして22ページでございます。NTT東西は、お客様のご負担に当たり、周知を広く行うとともに、その下にいろんな形での周知の内容を書いておりますが、一方で、携帯電話の通話料の値下げとかWebによりますビリングによる割引額の拡大を実施するなどして、お客様負担の軽減に努めております。

23ページ目に参りまして、基本料の扱いですが、NTSコストつけかえによるコスト上昇分を基本料値上げにより転嫁することは、競争事業者さんが都市部を中心に多くのユーザーを獲得されている現状を踏まえる必要があると考えております。また、級局格差の是正は、特に地方部の料金が値上げになることから、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

最後に24ページであります。ユニバーサルサービスはいろんな内容で構成されておりますが、例えば新潟県中越沖地震での対応、こういったもの、あるいは非常災害時に備えました自衛隊との訓練、こういった取り組みを地道に積み重ねる中で取り組んでいるということをご紹介します。

それでは、西日本。

○西日本電信電話株式会社（村尾） NTT西日本でございます。

基本的な考え方は、ただいまNTT東日本のほうから説明がございました。私どもも同様の考え方で資料をまとめておりますので、逐一のご説明は省かせていただきますが、そのポイントを少し口頭で述べさせていただきますと思います。

ほぼ3年前から現在に至るまで、加入電話というものが約1,000万程度減少して

おります。この中身を見ますと、1級局・2級局・3級局で内訳を見ますと、高コスト地域である1級局というのはほぼ微減にとどまっておりまして、要するに、ユニバーサルサービスの補てんが必要な地域というものは基本的な数はあまり変化していない。やはりこのエリアの皆さん方は加入電話を中心に通信手段としてお使いになっているという構図が変わっていないと。さらに、2010年、3年後を展望いたしましても、やはり加入電話は過去3年間と同様に約1,000万程度減ると私どもは推定しておりまして、3,000万ぐらいになるだろうと思っておりますが、やはり1級局の減少というのは、向こう3年間を見ましてもほぼ微減で今の傾向が続くであろうと。したがって、高コストエリアにお住まいの方々の加入電話の利用方法といいますか、加入電話の果たす役割というのは基本的には変わらないのではないかとということが考えられますので、現行のユニバーサルサービス基金制度そのものの骨格はぜひとも維持・継続していただきたいという点でございます。

ただし、過去3年間で1,000万減りました。また、向こう3年間で1,000万減るといふものの大宗はやはり低コストエリア、都市部でございまして、そこでどんどんIP電話なり他社直収電話へ移行しているわけでございまして、我々の内部補てん原資というものが非常に急激な勢いで減っていると。やはりこれは公平の負担性、広く薄く、利用者の方々にもできるだけご迷惑をかけない範囲で薄くということになりますと、やはりここの補てん原資というものを何らかの形で確保していく、これがやはりここ前後6年間の高コストエリアに対するユニバーサルサービス義務を安定的に提供するために必要な部分見直しではないかと思っております。したがって、基本骨格は維持しつつも、補てん原資というものの部分修正をぜひともお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○黒川主査 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、NTTドコモから説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（伊東） NTTドコモの伊東でございます。よろしく願いいたします。本日は発表の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、ドコモとしてユニバーサルサービス制度を支える事業者としてどうい

う状況かということからご説明を申し上げます。資料の一番最後のページ、7ページでございますが、一昨年から入りまして、昨年の1月、2月ぐらいに非常に問い合わせが多くなりました。このときに、何で7円取るんだということも含めて結構批判の声も多かったわけなんですけれども、全般的に落ち着いてまいりまして、現時点でも月に数百件ぐらいの問い合わせはあるんですが、かなり安定したというんでしょうか、お客様のとらえ方も落ち着いた状況であります。そういう意味で、まだややプラスアルファ7円、6円の負担をいただくことに対して完璧にしてないかもしれないんですけれども、かなり定着はしているのかなという感じは受けてございます。

その上で、きょう、私どもで発表させていただく内容なんですけれども、現行のユニバーサルサービス制度をどうするかという観点がある一方で、もう1つ、将来の話として、携帯電話もユニバーサルサービスを担う一つのプレーヤーとして期待されているんじゃないかというふうに我々は思っております。そのことにつきまして意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

1ページのところなんですけど、これは皆さん既にご周知のことだと思いますけれども、昨年の12月に携帯電話は1億契約を突破いたしました。このうちドコモが5,300万強のお客様がいらっしゃるわけなんですけれども、このうちのFOMAのお客様が4,400万、80%強、82%ぐらいがもうFOMAのお客様でございます。多分、今年度末にはこれは90%超えるんじゃないかというふうに言われております。じゃあ、m o v a がFOMAに置きかわったねということなんですけれども、実はもう1つ新しい動きがこの下に起こっております、HSPAという高速化の動きと、これは多分2010年度ぐらいからなると思うんですけれども、LTEと呼んでおりますさらに高速化の動きというのが出てまいります。この技術的な進歩というのがかなり激しゅうございまして、この絵は多分二、三年後にはまた全然違う絵になってしまう。それだけ技術的な進展が激しい業界なんだということをご説明申し上げたのがこの図でございます。

2ページ目のところがございますのが、それを裏づけますサービスの多様化・高度化のチャートでございますけれども、下の欄にm o v a からFOMA、さらに先ほど申し上げましたHSDPA、さらにはアップリンクの高速化、Super 3G、これはLTEと言っている方式でございますけれども、4Gというふうに変わってまいります。これに基づきましてサービスの内容も、m o v a からFOMAになったからと

ということよりは、高速化になったからだとかということによって多様化しているケースが多いわけですが、99年のiモードサービスを開始して以来、定額制でありますとか、おサイフケータイ、ワンセグ、2in1、あるいはエリアメールと呼ばれる緊急地震通報に対応するサービス、こういったものを逐次展開してまいりました。固定にはないサービスの展開速度だというふうに考えておまして、さらにここに、先ほど申し上げましたHSPAだとかという高速化が入ってくるわけですから、サービスの多様化・高速化の動きというのはとまらないというのが私どもの業界だというふうに考えております。

一方、3ページ目なのですが、まだケータイ事業者間で若干の差異はございますけれども、ドコモといたしまして、先ほど説明しましたとおりFOMAが主軸でございますけれども、まだまだ全国をどうカバーしているかという意味では完璧ではないというふうに考えております。ピンク色のところがFOMAがいわゆる通じるであろうと言われるところでありまして、人は住んでいるんだけど、まだ通じない、設備がない、エリア品質が十分じゃないというところが青いところでございます。白いところはいわゆる山間等でございます。本来、ケータイの持つ特性といたしまして、できるならば、この白いところも含めてエリア化するというのが本来の趣旨かもしれませんが、今、とりあえず、この青いところをなくすので精いっぱい努力させていただいているというところでございます。事業者によっても若干の相違はございますけれども、おおむねこういうエリア図になっているということでございます。

4ページ目のところに、総務省さんのご指導のもと、格差是正事業というのを91年からやっているわけですが、当初は、いわゆる箱物と言っております基地局の端子函ないしはアンテナそのもの、そういったものに是正事業の対象になっていたわけなんですけれども、2005年度以降、伝送路も含めて支援していただけるということになってまいりました。その結果、一時期落ちぎみだった対象エリアが復活と申すでしょうか、増えてまいりまして、既に累積で言うと900に近い区画のエリア拡大というのが総務省さんの指導のもとでやられていると、ご支援のもとでやられているということでございます。

ただ、次のページですけれども、これでもまだ足りない。先ほど地図で言いました青いところなんですけれども、いわゆる地域割合、人口比で言いますと99.7%の居住地域までエリアカバーしているということになっています。残りは0.3%、極めて

わずかなんですが、ここにお住まいになられている方は約41万人。ただ、この41万人のこのエリア、0.3%のエリアを整備するとするならば、かなり田舎であるということも含めまして、大胆に言いますと、大体3,000億から6,000億ぐらいの費用がかかるというふうに試算されております。もちろん効率的にやる方法というのはあると思いますけれども、これは3社のメインのキャリアといいましょうか、今、主にお客様を抱えておられるキャリアのいわゆる最小公倍数的なエリアでございますので、キャリア間によっては大分差があります。あと、ドコモにとりましても、m o v a と F O M A では若干違うというものがございまして、ケータイの使い方、じゃあ、先ほどの地図で言うと青いところだけやればいいのか、あるいは白いところもやらなきゃいけないのかというエリアのとらえ方というんでしょうか、定義というんでしょうか、そういったこともあわせて議論しなければ、ユニバーサルという議論には結びつかないんじゃないかというふうに考えております。何はともあれ、ランニングコストはご支援いただいたとしても、建設コストは事業者のほうでやらなければならないわけですから、我々の積極的な努力と国の積極的な支援との共同作業ということで、このエリアというのはできるだけ片づけていきたいというふうに考えております。

6ページ目のところなんですけれども、これまで申し上げてきました中身をまとめることとなりますが、携帯電話の持つ特性と我々ドコモが考えるユニバーサルサービスの範囲ということで、2点ほど付言させていただきます。

1点目のポイントなんですけれども、先ほどから申し上げているように、非常にサービス競争が激しい中、技術的な革新度合いも必死になって設備投資をしなければ競争に勝てないという状況に追いやられております。この競争という側面と、ユニバーサルサービスの安定供給という側面とをどうとらえるかというのが一つの問題だというふうに考えております。例えば固定電話と同じように、最低、音声だけでもユニバーサルサービスに指定したらどうかという考え方も出てくるかもしれませんが、先ほど申し上げました競争という観点からするならば、音声だけで競争は勝てるわけじゃない。何か特殊な力が働かなければ、先ほど言いました残りの0.3%のエリアの拡充というのは難しいんじゃないかというふうに考えております。それと、必死になって我々はやろうと考えているんですけれども、維持すべきエリアのコストと先ほど言った積極的に競争するエリアのコストというのが、場合によっては二重となってきている可能性も持っている、そういう性格のある投資だということでございます。

あと2点目が、これは主に技術的な面があるんですけども、どうしても電波の特性がございまして、私ども事業者としてもサービス品質には非常に苦勞しているところなんですけど、なかなか完璧なエリアというのはできません。それと、お客さんが一時に増えた場合、例えば災害なんかが起こりまして一遍にトラフィックが出た場合には、これは容量の面でさばけない、そういう側面がございまして、そういう側面と求めるユニバーサルサービス、いわゆる不可欠性、低廉性、利用可能性というユニバーサルサービスの側面と、今の段階では少しまだミスマッチングがあるんじゃないかというふうに私どもは考えております。

したがって、結論として、安定して現行サービスがもう提供できている、これは現在できているわけですから、加入電話が当面はユニバーサルサービスを担うことが妥当ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○黒川主査 ありがとうございます。

続いて、イー・アクセスからご説明をお願いいたします。

○イー・アクセス株式会社（大橋） イー・アクセスの大橋といいます。このたびは当社の意見を発表させていただく機会をいただき、大変ありがとうございます。

それでは、当社資料の説明を始めさせていただきます。

まず、1枚めくっていただいて2ページ目なんですけれども、このページでは、今回の見直しに当たって課題を整理する上で、ユニバーサルサービス制度の変遷、この数年の間にどのようなことが起こってきたかというのを時系列にまとめました。この制度自体は2002年の6月に導入され、当面は稼働することはなかったわけなんですけれども、2005年10月に制度の変更が行われ、2006年度分から負担スキームが始まっているというふうに理解しております。その後、2007年1月より徴収が実際に開始されたわけなんですけれども、その後すぐに負担金額の抑制を趣旨としてベンチマークを全国平均費用プラス2σとする変更が導入され、さらに昨年9月にはNTSコストの一部再つけかえといったような方針が出ております。さらに、昨年12月の将来像に関する研究会においては、時間軸、フェーズの設定とともにIP電話の増加による負担額の低下を抑制するという目的で、IP化補正といった新しい考え方も提言されているところです。これは我々の印象でもあるんですけども、かなり目まぐるしく中身が変わっている印象があります。問題かどうかわからないんですけど

も、課題としては、ユニバーサルサービス制度としての安定性といったところでは、この状況は一体どうなんだろうかというふうにとちょっと考えているところがあります。したがって、今回の見直しにおいても、これまでの変遷を十分に踏まえて検討していくことが必要だろうというふうに考えています。

次のページです。このページでは、今回の見直しにおける観点を少しまとめました。まず、フェーズ1とフェーズ2というのは明確に区分して検討することがやはり必要だろうと。フェーズ1に関しましては、先ほどのページの変遷状況を踏まえながら、4つの観点が必要だというふうに考えています。1点目は、負担金額を抑制すること。2点目は、制度としての安定性を確立すること。3点目は、それによって予見性を高めること。4点目に、消費者との間のコンセンサスを醸成させるということがあると思います。このことを踏まえて、フェーズ1では、ここに書いてある①から⑤、フェーズ2では①、②の具体的な項目について弊社の見解を次ページ以降で申し述べたいというふうに思います。

次のページをお願いします。このページからは、フェーズ1での課題をまとめています。最初に、フェーズ1における考え方として、当社では、制度の枠組み自体は基本的に継続することが適当だろうというふうに考えています。ただし、後ほど2点ほど申し上げる細部の見直しとか接続料金との関係については、いま一度整理が必要なんだろうというふうに考えています。その具体的な項目の1つ目であるユニバーサルサービスの範囲、フェーズ1での範囲ということなんですけれども、昨年12月の将来像の研究会の報告にもあるとおり、まだその時点からあんまり大きな状況の変化が認められないだろうということから、引き続きフェーズ1においては加入電話とすることが適当であるというふうに考えています。

次のページをお願いします。具体的な項目の2番目として、このページでは負担金の算定方法に対する意見を書いています。まず、LRICによるコスト算定、それから現行のベンチマーク方式についてですけれども、これについては負担金額の抑制が図られるということ、それから、NTT東西殿に対してコスト削減のインセンティブが働くということから、継続することが適当だろうというふうに考えています。次に真ん中のところなんですけれども、いわゆるIP化補正についてですけれども、これにつきましては、NTT東西殿の効率化・経営努力によって吸収されることが、まず一義的には必要だろうというふうに考えています。しかしながら、どうしても状況に応じ

て補正が必要だということが認められるのであれば、その補正は最低限の範囲とすべきだろうというふうに考えております。3点目、一番下のところですがけれども、公衆電話についてです。公衆電話は、現在、収入費用方式を採用しているんですが、利用の減少が進むほど補てん額が増加するといった形態になっていますので、利用の減少割合、またその傾向を踏まえながら、例えば第一種公衆電話の範囲を縮小させるといったコスト対効果の観点で見直しをすべきだろうというふうに考えています。

次のページをお願いします。このページでは負担金の負担方法について意見を書いております。まず、電話番号ベースとした負担といったことに関しては、基本的なところに関しては、現在、ユニバーサルサービスの範囲が加入電話であること、それから番号単価が負担金に対する客観的な把握が容易である形態ということから、これは継続することが必要だろうと考えています。ただし、若干の見直しが必要だというふうに考えていまして、現行の電話番号の定義の中には、例えばデータサービスに付与される番号であっても、番号を利用している、付与されているということで、負担の対象に含まれてしまうという現状がありますので、負担の公平性の観点からは、そのような番号は負担の対象から外すということがより適切ではないかというふうに考えています。次に、ユニバーサルサービス料の利用者への転嫁状況についてですが、これにつきましては、転嫁の状況いかんによらず、ユニバーサルサービス制度の浸透性、それから負担金・負担額については、総務省殿、事業者などが協力して利用者の方へコンセンサスを図れるように引き続き対応すべきだというふうに考えています。ただ、転嫁の有無そのものに自体につきましては、本来的には各事業者の判断によることになるのではないかというふうに考えています。

それでは、次のページをお願いします。このページは接続料金との関係をまとめています。ここでは2つの例を挙げています。左側の四角のほうですがけれども、こちらにつきましては、NTSコストの一部を接続料金につけかえるということなんですけれども、これにつきましては、昨年、既に方針が出ているものではありますけれども、当面の間の措置ということでやむを得ないというふうに考えている一方で、つけかえ自体、一般論的には適切ではないんじゃないかというふうに考えています。それから、右側の四角のほうなんですけれども、ここは高コスト地域における加入者回線コストの補てんについてなんですが、将来像に関する研究報告でも接続料金のつけかえといったような明確な記載はないんですが、我々としては、例えばある補てん対象

額、負担の額がメタル加入者回線の接続料金コストにアドオンされるようなことは大変懸念しております、このようなことは避けるべきだろうというふうに考えています。いずれにしても、接続料金との間のコストのつけかえといいますのは、接続料金制度の公平性、それから安定性を損なう可能性が十分にありますので、そのあたりは厳格に運用されるべきものであろうというふうに考えております。

それでは、次のページをお願いします。フェーズ1での課題の最後ですけれども、このページは利用者料金のリバランシングについてまとめています。リバランシングにつきましては総務省殿からも既に要請が出ている内容であり、さらに、左のグラフのように級局別の回線数の推移を書いているんですけれども、2級局・3級局を中心に回線数が減少しているといったような傾向が見られております。したがって、NTT東西殿におかれましては、まずこの点、早々に結論を出すべきものだろうというふうに考えております。

次のページをお願いします。このページからはフェーズ2での課題をまとめています。まず、フェーズ2、2012年以降なんですけれども、これを検討するに当たっては4つの観点が必要だというふうに考えています。構成要件との整合性を図ること、健全な市場競争が阻害されないことがないこと、市場競争をゆがめる過剰な負担金とならないこと、それから消費者のコンセンサスを得られる検討手順でありスキームであることです。これらの観点をもとに、まずは3つの構成要件であるエッセンシャルティ、アフォードビリティ、アベイラビリティの定義に合った枠組みを検討することが必要だろうというふうに考えています。また、この際、フェーズ1からフェーズ2への過渡的な状況を考慮する必要があるかと思っておりますので、NTT東西殿のPSTN移行計画というのは十分に踏まえることが必要だろうというふうに考えています。それから、ユニバーサルアクセスについてなんですけれども、先ほど申し述べたような観点に従って、どのようなサービスが構成要件と合っているのか、負担金で支援する対象、具体的にサービスは何か、受益者はだれか、負担者はだれかについて、現行の制度の枠組みにとらわれることないように検討することが必要だというふうに考えています。

次のページをお願いします。フェーズ2での課題を検討するに必要な情報として、PSTNの移行計画というのを挙げたんですけれども、ここでは、NTT東西殿の発表の状況をまとめているんですけれども、2004年の中期経営戦略からPSTNの

移行というのは言及されている状況です。ただ、今年5月の決算時の発表資料においても、まだPSTNの以降は2010年度に概括的展望を公表するという表現にとどまっております、まだ具体的な像、絵として見えていないというふうに思っています。したがって、できるだけ早期に提示をしていただいて、この制度の検討に資するものにしていったらいいんじゃないかなというふうに思っています。

次のページをお願いします。最後に、当社のまとめです。5点あります。1点目は、負担金額は継続して抑制されるべきであること。2点目は、安定した制度運用を行い、予見性を高めること。3点目は、フェーズ1での制度枠組みは維持するものの、公衆電話の負担金算定並びに負担対象となる電話番号の範囲は見直しの検討を行うということ。4点目は、ユニバーサルサービス制度と接続料金との関係は厳格な運用が図られるべきということ。最後に5点目ですが、フェーズ2においては、構成要件を整理して、その整合性等を図りながら制度の枠組みの検討が行われるべきということです。

以上で当社の説明を終わります。ありがとうございました。

○黒川主査 どうも、大橋さんありがとうございました。

ばたばたと行って申しわけありませんけど、続いて、ケイ・オプティコム、土森さん、よろしく願いいたします。

○株式会社ケイ・オプティコム（土森） ケイ・オプティコムの土森でございます。本日は本委員会で弊社の意見を発表させていただきまして、ほんとうにありがとうございます。

まず、1ページ目でございます。ここには弊社のユニバーサルサービス制度に対する基本的な考えを書いております。まず、基本的には、弊社はユニバーサルサービスを維持することは必要と考えております。ただし、基礎的電気通信役務の収支のみによって補てんをするのか否かを定めることについては、見直す必要があるかと考えております。どうしても補てんが必要ということであるならば、コストの算定にはIPへの移行の影響を素直に反映させ、かつ、国民全体で支えるべき制度であることを明確にすべきであると考えます。

続いて、個別にご説明いたします。まず、ユニバーサルサービスの範囲でございますが、サービスの範囲をあまり拡大し過ぎますと、それを維持するためのコストが当然増加いたしますし、結果的には補てん額も高くなると思います。また、現行のユニバーサルサービスは2010年代初頭においても依然として重要な役割を担っている

ものと想定されます。仮に、現在競争途上にあるサービスを新たにユニバーサルサービスとした場合、公正な競争を阻害することが懸念されます。こういったことから、ユニバーサルサービスは必要最小限に限定すべきであり、当面は現状どおり、加入電話、公衆電話、緊急通報とするのが適当と考えます。ただ、将来的にユニバーサルサービスをどう考えるかということにつきましては、加入電話との代替性やサービスの提供状況、競争の進捗状況を十分検証の上、具体的なサービスを慎重に特定する必要があるかと考えます。

続きまして、適格電気通信事業者への補てんの在り方についてご説明いたします。適格電気通信事業者がIP系サービス等における多大な営業費用をかけているにもかかわらず、ユニバーサルサービスに係るコストの補てんを受けるということは、一般的に理解しがたいものであると考えます。すなわち、基礎的電気通信役務収支が赤字であると——下に書いておりますが、こういったことから交付申請を行っているということでございますが、片や、指定電気通信役務（Bフレッツ）等に係る営業費用の投入状況を考えてみますと、適格電気事業者へほんとうに補てんする必要があるかどうかについては甚だ疑問に感じるということでございます。また、NTT東西におきましては、公社時代からユニバーサルサービスの提供責務を担ってきたことにより、そのブランド力は絶大なものであります。かつ、ビル等への引き込みルートやビル内敷設ルート等が当然のごとく確保されております。そういったことで、ユニバーサルサービス事業者ゆえの大きな便益を既に得られております。弊社ではこのルート確保に苦慮しているのが実態であります。会計制度の見直しや情報通信審議会への報告等がなされておりますが、ユニバーサルサービス交付金の使われ方につきましては、引き続き透明性を高めていく必要があるかと考えます。下のほうにいろいろな数値を書いておりますが、ここで「販売促進費1,000億以上？」と書いていますのは、弊社が勝手に推測したものであります。ただし、これは、我々の推測によりますと、販売インセンティブとキャンペーンによる料金値引きのみを計上しているつもりであります。そのほか広告費、人件費、委託費等を考えますと、莫大な額になるのではないかと推測しております。

続きまして、コストの算定方法でございます。先ほど来からNTT東西さんからご説明ありましたが、端的に言いますと、IPへの移行はNTT東西さんの事業戦略でやっておられるということですので、IP化を自らの事業戦略で進めた結果、

赤字幅が拡大するということについての論理は、ちょっと承服しかねるということでございますので、NTT東西さんが進めておられます光電話については、もう一度、算定のほうに戻していただきたいと考えます。また、我々、この対象地域がどこかよくわかりませんので、仮にブロードバンド基盤整備に伴う自治体等から補助金を得ておられる地域がこの4.9%に入っておるとするならば、大問題ではないかなと考えておりますので、ここら辺を明確化していただきたいと考えております。

続きまして、コストの負担方法でございますが、ユニバーサルサービスにつきましては国民全体で支えるべきものであるという観点からしますと、やはり最終的には利用者にご負担いただいているということを理解していただく必要があるかと考えます。そういった意味から、ユニバーサルサービス料の利用者転嫁につきましては、事業者の経営判断等にゆだねるのではなくて、統一的な取り扱いを制度化すべきと考えております。そういった意味で、国民全体で支えるという観点からすれば、今の負担対象事業者についてやはり原則として特例扱いをするのはおかしいのではないかなと考えます。現在では、負担事業者の基準としまして事業収益10億円以上、負担上限額が事業収益の3%上限ということが限られておりますが、これらについては撤廃すべきであると考えております。

最後にまとめ、以上4点ほど書いておりますが、これまでの説明とダブりますので、省略させていただきます。

私どものほうからは以上です。

○黒川主査 土森さん、ありがとうございます。

それでは、続きまして、テレコムサービス協会からご説明をお願いします。

○社団法人テレコムサービス協会（河西） テレコムサービス協会の河西でございます。よろしくお願いたします。

それでは、テレコムサービス協会としての考え方を述べさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、下の方に大まかなロードマップを整理させていただきました。今回、検討対象期間といたしまして2009年から2011年までという形を前提としております。その間におけるユニバーサル制度というものは、現行ユニバーサル制度を基本とした運用をすることが妥当であり、その間に何をすべきか、ということで、現行のユニバーサル制度を見直すべき施策ということをまず第1点として考えを述べております。それから、その初頭の時期、その3年間に検討す

べき課題ということで次に述べさせていただきます。今回、201×年と想定いたしましたけれども、フルIP化というものが将来想定されます。今回、IPというものが一つのキーワードになっておりますので、その時点、201×年に実現すべき理想的な姿をまず描く必要があるだろうと考えます。その現行制度から将来へ移行するときに必要となる個々の制度変更につきまして、どのような条件が整ったときにそれを実施すべきか、といったようなマイルストーンを議論することが必要ではないかということをもとめさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、先ほどお話しさせていただきました2010年代初頭に実施すべき施策ということで、ここで2つ述べさせていただきます。大きな考え方といたしましては、ユニバーサルサービス制度の対象地域になっているもの、それから基礎的電気通信役務といったようなものを含めまして、高コスト地域における維持費あるいはPSTN網を維持するもの、それらを減額させるためにどうしたらいいかといったところに焦点を当てて、2つの項目をまとめております。

まず第1点目ですが、負担額増大の要因となっているメタルケーブルの撤去でございます。将来像の報告書におきまして、加入電話と光IP電話が併存する過渡的状況下においては、光IP電話へ移行した加入電話回線数を補てん対象額の算定上もとに戻すことが適当といったような報告がされております。その一方で、加入者電話サービスの提供を義務づけられているNTT東西が、制度的な縛りによってメタル線を撤去できない実態も存在している制度となっていると思います。その結果、どうなっているかというのが、維持コストの増大につながっている要因の一つになっていると考えております。光IP電話に移行して使われないケーブル、それを撤去できないという現行制度そのものがちょっとおかしいのではないかとということで、その利用者も含めた制度の見直し、基礎的電気通信役務の考え方等にも及ぶかもしれませんが、負担額の増大を抑制する施策、これらを実施していく必要があるのではないかと考えたのがまず第1点目でございます。

それから2点目といたしまして、第一種公衆電話の取り扱いです。公衆電話の利用率は、携帯電話の普及と反比例いたしましたして、その通話回数が減少しているという事実があります。この検討期間における第一種公衆電話の使命ですけれども、この期間においては依然存在するものではないかと考えております。その一方で、すべての第一種公衆電話を一律にその制度の対象範囲というものはいかなものかということで、

その実態を調査いたしまして、その結果、検討することが重要ではないかと思えます。利用実態のない第一種公衆電話については、その対象より除外して負担額の軽減を図るということも必要ではないかと考えます。すべての公衆電話を範囲の対象とする検討ですが、これは、携帯電話の普及率ですとかエリアカバー率ですとか、何をもってその代替とするかという指標を明確にいたしまして、利用実態と照らし合わせて検討していくことが妥当ではないかと考えております。

次に、2010年代初頭に検討すべき課題といたしまして、この3年間に何を検討したらいいかということで大きく2つのポイントを述べさせていただきます。

将来像においても考え方を提示させていただきましたけれども、1つ目は、オークション制度導入の検討でございます。オークション制度につきましては、アメリカの実態ですが、当初は、高コスト地域の多くでは競争が期待できず、その効果が見込めないということで導入を見合わせておりました。しかしながら現在では、高コスト地域においても複数の事業者がサービスを提供しているということで、暫定的ではありますが、高コスト地域支援の仕組みを整備しているという実情がありますので、我が国においてもその制度導入の検討を行っていく必要があるのではないかと考えます。検討に当たりましては、情報通信環境の変化、要するに移動通信網の整備ですとか放送のデジタル化に伴う有線網の整備ですとか、そういった環境の変化がありますので、その実態を把握いたしまして、オークション制度を導入する上で検討すべき論点を整理していくことが必要であると考えております。その論点に対する条件を検討すること、それが重要な課題であると認識しておりまして、制度導入の是非を判断する要素ではないかと考えております。

次に、ユニバーサルアクセス制度の導入の検討です。次期制度として一つ考えられておりますのがユニバーサルアクセスの検討ですが、そのユニバーサルアクセスを検討する上で、制度導入における論点及び条件を明確にすることが必要であろうと考えます。検討に当たりましては、情報通信インフラの整備ということで、今、国が進めておりますブロードバンドゼロ地域解消、それからフルIP化等あると思えますけれども、それらのビジョンを明確にいたしまして議論を進めていく必要があるということで、どのような状況を想定するのかというところが一つ大きな課題だろうと考えております。それから、これはアクセスということですが、アクセスそのものがユニバーサルとして国民の支持を得られるかどうかということも一つの論点であると思いま

す。現行のユニバーサルサービスというものがアクセスに変わったときに、どのような形で支持を受けるか、その議論も重要なテーマであると考えております。

以上でございます。

○黒川主査 ありがとうございます、河西さん。

それでは、最後になりましたが、全国消費者団体連絡会から高野さん、ご説明をよろしく申し上げます。

○全国消費者団体連絡会（高野） 全国消費者団体連絡会事務局をしております高野と申します。本日はこういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私どもの団体の概要につきましては、お手元にお配りさせていただきましたパンフレットのほうを見ていただきたいと思います。

では、きょうの議題ということで、ユニバーサルサービス制度の在り方についてということで意見を述べさせていただきます。まとめるに当たりまして、前回のこちらの委員会等の論議で行われました論点の見直しの論点案というところに基づきまして一たん整理をさせていただきました。

まず、ユニバーサルサービス制度の範囲ということに関してですけれども、現行の国民生活にユニバーサルサービスの基本的要件、国民生活に不可欠なサービスであるという特性、だれもが利用可能な料金で利用できる、地域間格差などどこでも利用可能という、この基本的要件という考え方に立ちますと、現在あります加入電話、公衆電話、それから緊急電話という範囲について現行維持ということで考えて、現行を維持していただきたいと考えます。また、これの2010年度以降の第2フェーズということを考えましても、加入電話ということにおきますと、携帯電話、その他IP化ということがうたわれていきますし、国策といいますか、フルIP化というふうな形をうたってはおりますけれども、加入電話等がまだなくなるということではないと思われまので、当然、加入電話が入ってくる。

また、次のページにありますますが、公衆電話、ちょっとこれに緊急電話を抜かしておりますけれども、もなくなるということは考えにくいと。確かに携帯電話の普及率というのは目覚ましいものがありますけれども、現状においても国民全体ということが持っているわけではありませんし、公衆電話、どちらかという公衆電話自体が緊急電話化しております、携帯電話の補完というような形をとられていらっしゃる方もいますけれども、範囲の中に含めるということにおきましては公衆電話も当然入って

くるだろうと。こちらにちょっと抜かしてしまいました緊急電話におきましては、当然のことながら範囲から出されるべきではないと考えます。

ただ、今後の考え方というところをこちらのほうに一緒に書かせていただいておりますけれども、加入電話等につきましても、今後、どういった利用実態を見ていくかということは必要かと思われまます。それから、第一種公衆電話が今までに比べまして減少してきております。現在設置されている第二種も含めまして公衆電話自体が減っている、また、国民にとりまして第一種・第二種ということの違いもある程度わかっているかということ、それもわかられていないということを考えますと、サービスの範囲に含める第一種公衆電話ということにつきまして、きちんと区別ということでは情宣、その他等、もう少し必要なのではないかと考えます。

それと、先ほどからご報告にいろいろ出ております携帯電話・IP、ブロードバンドといったところも目覚ましく、将来的に考えますと、やはりある程度は範囲に戻ってくるのかなというふうには思われますけれども、こちら、今あります基本的要件のところ、地域間格差、だれでも、どこでもという形になったときに、現在、IP電話も事故があつてとまったりいたしますし、携帯電話そのものもアクセスが多かったり事故があつたりというようなことで不通になるということがあります。今後、もう少しそちらが解消されるかとは思いますが、サービスが安定しているとは言いがたいので、まだサービスの範囲の中に含めるというのは時期尚早ではないかと。フルIP化を国策のほうで求めておりますけれども、そちらも完全なサービスの安定ということが担保でない以上、まだ含めるべきではないと考えたいと思います。

コストの算定方法につきましてですが、こちらに書かせていただきました加入電話の高コストの4.9%の現実的な実際の利用実態はどうなっているのか、それから、接続料金の見直し的时候も意見を私どもで出しましたけれども、実際、今ある基本料金の考え方自体が国民にとって見えにくいものにまだなっているということ。赤字補てん分ということがすべてそちらに出ていくという構造自体、ほんとうにどうなのかというふうにも考えます。実質使われていない公衆電話、その他、洗い出すもの等についてはまだまだあるのかと思っております。また、接続料の関係ということで、こちらで適当かどうかはありますけれども、今、基本料をベースということで1番号当たり、接続料(定量制)、使っていく人たちというところで、どちらか一方にというようなご意見か出ているかと思っておりますけれども、どちらかだけをとっても公平な負担であ

るかどうかというのが疑問。それだけわかりにくい制度であるということ述べたいと思います。

それと、コストの負担方法につきましてですけれども、現在のところは全額ユーザーに転嫁を事業者さんのほうで考えてされているというふうになっています。あまねくサービスというところで国民全体の理解を得ればというのを先ほど何件かのところからもご報告いただいておりますが、そちらがわかった上だとしても、設備、その他等を全部、利用するユーザー負担でいいというふうには考えません。負担額をだれが、どこがするかということも検討の論点ではあると思いますけれども、全額ユーザーというところに関してはご検討願えればというふうに思っています。

あと、今回、ヒアリングに当たりまして聞き取り調査を行いました。先ほどのペーパー、私どもの団体、それから周りにも聞いたところですが、先ほど、周知は徹底されてきて、お問い合わせ等も減ったのではないかというご報告がありましたけれども、やはり、「ユニバーサルサービスを知っていますか」と尋ねますと、一番多いのがユニバーサルデザイン、次に聞きますのが某アトラクション施設というぐあいに、なかなか知られていないというのが現状です。02年に始まりました制度の理解そのものも低いですし、負担金についても知られていないと。皆様の努力におきまして今年6円に下がったということ自体も知られていないという形になっています。確かに広報のところで各社事業者さん力を入れられているとは思いますが、やはり知られていませんし、若い世代だけではないですね、知られていないと。その経過といたしまして、先ほど、ペーパーレス化で料金を下げるという意味で100円を引いていただくというような、明細書を送らないものというサービスのされているということもありましたけれども、それゆえに、逆に明細書を見ていないということで、負担金を払っていることという実感もないと。聞き取りをしましたところ、努力で下げているのはありがたいけれども、そのまま行ってまた上がってしまう、知られていないということがある。今後また増えていったときも気がつかないのではないかという、一定、明細を出さないことにより利用料金を下げていることこのメリットはありますが、こういったことでよいのだろうかという意見が多く出ました。ですので、周知、理解というようなさらなる取り組みということを私ども自体も行ってはきていますが、まだまだ理解をされているとは言いがたいです。ですので、検討に当たりましては、やはり理解、相互の負担ということを考えていく上でも取り組み

を要望したいと思います。

以上です。

○黒川主査 皆さん、どうもありがとうございました。

質疑・討議

○黒川主査 それでは、ちょうど予定の時間というか、想定70分というふうに思っていましたけれども、ちょうどパンクチュアルにご意見を発表していただきました。この後は、委員のメンバーのほうで今のご意見についてご質問、その他、議論を進めていきたいと思います。

最初に何かご質問とか、どちらに対してでも構わないですけども、今のご発表に対して何かご意見とかご質問とかございますか。いつものやり方ですと、順番にいろんな委員の方に僕が当てるといことで皆さんにご意見を伺っていこうと思っておりますけれども、それでよろしいですか。何か最初にご質問ございますか。

○酒井主査代理 質問だけよろしいですか。

○黒川主査 はい、酒井先生。

○酒井主査代理 NTTさんのところで、今回初めてなのかもしれませんが、例えば東の14ページですと、メタル加入者線の部分のコストについて今までは基本料でリバランスしていたけど、だんだん厳しくなるので、これもユニバーサルサービス機能にすべきじゃないかと、そういった話が出ておりますけれども、こうしますと、同時に低コスト地域のところはかえってコストは下がるわけで、そうすると、セットとして、例えば低コスト地域の基本料下げとか、あるいは場合によると例の級局別格差の是正かもしれませんけど、そういったことまでセットで場合によったら考えられるということなんでしょうか。

○黒川主査 これは渡邊さん。

○東日本電信電話株式会社（渡邊） 先生おっしゃるように、14ページの絵で低コスト地域が抜けますと、その低コスト地域のコストが下がるという角度の要素があると思うんですが、冒頭の1ページ目でユニバーサルサービス収支の全体の状況をご説明いたしましたけれども、一方で、やはりNTSコストつけかえによりましてその収支という面を見た場合には赤字額が拡大するという基調がある中で、先生が今おっしゃ

ったようなことで料金をリバランスするという方向もあり得ると思うんですが、しかしながら、一方で、今おっしゃったエリアは競争が激しいエリアなので、他社さんが大変ユーザーもたくさんとおられる中で、その観点から基本料をいじるということをするのかというと、ちょっとそれはしがたいのではないかというふうに考えております。

○黒川主査 よろしいですか。

ほかにどなたかご質問ありますか。じゃあ、私のほうから。きょうは藤原先生のほうから行きましょうか。何かお気づきになったこと、ご質問、ご意見、どんな点でもよろしいかと思いますが。

○藤原専門委員 ちょっと枝葉の論点で恐縮ですけど、公衆電話について各事業者の方々のご意見を伺いまして、私の理解で十分理解できない部分と、それからお考えをお聞かせいただきたいというところがございます。

おそらく提案的に一番詳しく述べられたのはテレコムサービス協会だと思うんですけど、そのプレゼンの2ページ目ですが、下の段で第一種公衆電話の取り扱いということで述べておられます。その2番目の印のところなんですけど、実態調査をする必要がある、これは前回の委員会の中でもそういう指摘が委員からありましたから、これはいずれやられるとは思うんですが、ただ、表現として「利用実態のない第一種公衆電話」とお書きになっているんですけど、利用実態があるかどうかというのが果たして第一種公衆電話を存置すべきかどうか論理必然的に結びつくかどうかということが、私はちょっと疑問を持っておりまして、というのは、必要な電話、つまりエッセンシャルティがないところにもし置いてあれば、それは無用の長物であります。しかし、ほんとうに必要な場所に置いてあって、かつだれでも利用可能な状態にあるとすれば、多少利用実態が低い、あるいは利用率が低くても、それはそれで存在価値があると思うんですね。ここに書いている「利用実績がない」というのは、つまり裏返して言えば、必要性もないし、ほんとうにだれも利用できない無用の長物のところに何か幾つか存在するよと、そういう趣旨でお書きになっているのであれば、それはそれで、私、理解できます。そういう趣旨でお書きになっているかどうか、もし補足説明があれば後でお聞かせいただくとして、ちょっと私も昔の話ですから記憶が薄れましたが、日本で例えばベストハンドレッドぐらいでしたかね、非常に高くコストがついている公衆電話のリストのようなものを拝見したことがありまして、半分冗談ですけ

ど、「ここの電話、1回1,000円ですよ」とかいうふうなことをPRすれば、かえって観光客が来るんじゃないかなんていうことを考えたことがあるんですけど、そういう場合であれば、個別に非常に高くコストがついている公衆電話一つ一つ当たりながら、ほんとうに必要かどうかということを議論する、そういうような作業がもしかしたら必要かもしれないけれども、単に利用状態がいいかどうかだけで決着するとすれば、それは大きな間違いを犯すことにならないかというふうなことを懸念しております。これは半分意見みたいなものです。

それでもう1つは、多くのプレゼンの中で、携帯電話の普及によって公衆電話の必要性は随分低下しているというご指摘が常々ありますし、今回もプレゼンの中で何人かおっしゃったと思うんですね。その場合に、じゃあ、公衆電話をほんとうに携帯電話が代替できるかどうかという点につきまして、ドコモの方の6ページ目でしたかしら、これは直接ユニバーサルサービスについてご議論なさっているページではないんですけども、携帯電話の特性として、なかなか加入電話と同水準の提供ということには難しさがあると。サービス品質等で難しさがあるし、また、緊急時・混雑時において容量の関係で限界もあるというようなことをご指摘になっておられます。それから、携帯電話の場合は当然月々の基本料を払っていないと利用できませんので、スポットであるところで使うということはなかなかできないし、それから、しばしば私も経験しますが、電池切れというみっともないことになって使えないということも結構あるので、そういう意味では、携帯電話がすべて公衆電話を代替して、しかもあらゆる人が携帯電話を持っていると、そういうことであればほんとうに第一種公衆はユニバーサルサービスから外してもいいと思うんですが、まだ今の段階でそこまでいかなかなという、ちょっと感想で恐縮です。

それからもう1点、ちょっと話題が全然変わりますが、もう1つ、テレサー協の2ページ目のプレゼンで、このプレゼン自体は、今後検討すべき問題提起を大胆になさっておられるという意味では、私はこのペーパーは非常にいいものだというふうに評価しているんですが、ちょっと表現ぶりがわかりにくいのは、公衆電話の別の欄ですね。メタルケーブルの撤去の話なんですけど、2番目の印のところは、現在、加入電話サービスがNTT法で義務づけられていますから、仮にIP化した需要家がいっても、再度それが通常の加入電話に戻りたいということであれば、その戻り需要に対してもこたえざるを得ないし、ましてや、近隣でほとんど99%の世帯が幾らIP化しても、

「自分は断固嫌だ」と言えば、そういう客がいればメタルの撤去はできないわけですね。これは万人共通の認識だと思うんです。ただ、この一番最後に書いておられる「光 I Pに移行し使われなくなったケーブル」云々というのは、これはフル I P化してだれも加入電話を望まなくなった、そして戻り需要もないだろうという、そういう時期のことを考えてお書きになっておられるのか。あるいは、移行期においても強制的に巻き取ったりという、そんなことを書いておられるかによって随分話が違ってくると思われまして、ましてや移行であれば、負担額が多いか少ないかというのもあるんですけれども、じゃあ、そういう N T T法でかけている義務を外せばもちろん加入電話を維持する必要はなくなるんですけども、そういう制度自体をなくすのがいいのかどうかという、そういうのもあって、結局、ここの記述というのがどの段階のことを想定してお書きになっているのか、ちょっと私にはわかりにくかったですね。

○黒川主査 3つぐらい論点があったと思いますが、まず、テレコムサービス協会のほうから。

○社団法人テレコムサービス協会（河西） それでは、私どもが発表しました資料2ページ目の説明をさせていただきます。まず最初に第一種公衆電話の取り扱いの部分ですが、今、先生がご指摘されました通り、何をもってそうするかというのがまさに検討すべき条件だと考えておりますので、その辺を議論していただければ、それが一番重要ではないかと思っております。ここに書いてある表現ですが、「利用実態のない第一種公衆電話」という表現につきましては、無用の長物といった表現を「利用実態のない」という形で表現しておりますので、そのようにご理解していただければありがたいと思っております。

次に、メタルケーブルの撤去ですが、時期的には現行のユニバーサルサービス制度そのものの移行時期を想定しておりまして、この期間に於ける矛盾点というものをここで述べさせていただいているつもりでございます。つまり、光 I P電話に移行して使われないケーブルというものがあって、その移行時期においてはダブルで張られているという認識でおりますが、それが撤去できないというのが現行の制度であります。それが義務づけられているということは十分承知しておりますけれども、例えば「戻る」ですとか、国民・利用者の行為も考慮した制度の見直しということで表現させていただいております。その移行時期になるべく維持費を低減させるために、老朽化していくメタルケーブルですとか、維持にかかっていくコストというものを低減するた

めには、使わないということを大前提として何か制度整備をしていく必要があるのではないかと考えておりました、そのときには国民側の理解も必要です。それをどういう形の制度にするかということが議論の論点になるかとは思いますが。時期的な部分につきましては現行のサービス制度の運用時を想定しており、そこで無駄に発生しているであろう維持費の低減ということで表現させていただきました。

○黒川主査 前回のこの会 때에는、北海道の紋別の公衆電話というのが1回使用料が経費で割ると12万円、これは観光地の名所にもなるという、みんなで議論したことを思い出しますけれども、それぐらいこれは使われていないということなのか。今、藤原先生のもう1つのお話は、全国に18万本あるコストと一緒に、郵便事業のほうは入っているかどうかかわからないけど、毎日1回ポストをのぞきに行かなきゃいけないと。それはなぜかという、18万本置かれている場所がどうしても必要な場所だからのぞきに行くんだと。これが宅急便の会社のほうは、電話がかかったところにとりに行けばいいというわけだから、あるところがわかっているという状態。感覚として、やっぱりニーズがあるかどうか、ほんとうに使われるかどうかということとは関係なく、そこに置いておいて待っていることに公衆電話の重みというのがありますということで、この考え方をほんとうに置きかえることができるぐらい携帯電話と公衆電話の代替性というのがあるかどうかということは、ここできょういろいろご意見を伺うよりは、どこかで調べを丁寧に、どれぐらいのものなのかということと、それから、さっき藤原先生が言われたように、どこまで行っても代替できない部分のところを効率性とか負担の関係からここで我慢しようと国民的に移れるような、そういう局面が来ない限りは変わらないし、法改正もあり得ないでしょうね。多分そういうことなんじゃないかと思いますが、何かご意見ございますか。よろしいですかね、こういうことで。多分、公衆電話と携帯電話の関係の話というのは、今回、とても重要なポイントになると思っています。

ということで、これは話題にしましょうということで、次に行かせていただいていますか。関口先生から何かご意見ございますか。

○関口専門委員 お隣がかなり内容的に深いことをおっしゃったので。今の公衆電話の点については、プレゼンテーションの内容について、NTTさんの8枚目のところで「社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要があると考えます」というふうにわざわざ太字にされているんですが、さて、何を検討するのかがよくわからない

ということなので、検討の具体的な内容のご趣旨についてお伝えいただければというふうに思うんですね。第一種については10.9万台がずっと維持されているわけですから、当然、二種を中心に不採算のところについては減少しているということで、全体としては一種・二種含めれば減少しているということでしょうけれども、そもそも、この10.9万台が必要かどうかということについてのご意見が他社さんの場合にはおありのようですから、その点はまず形式的な内容として確認しておきたいというふうに思います。

それからもう1点、藤原先生が確認されたことに関連しますと、メタルケーブルの撤去について、テレコムサービス協会さんの2ページ目のところについてのご確認をされたわけですが、ここについてはNTT法の縛りがあるということで、光とメタルとの二重投資がなかなか解消できなくて、みんながやりたいと思いながら、その目の前ですくんでしまっているような現状があるというのは、やや難しいところがあるんですが、現状ではこのことについてはまだできないというふうに考えている点は、私も同様の感じなんですけど、そのことに関してちょっと確認したいんですけども、NTTさんの資料で既に地公体の事例として7枚目のところで新見市向けの光IPの話、それから、10枚目のところでデベロッパーさんからの光IP電話のみの提供が事例として少し出てきているということが、関連している資料としてはNTTさんが用意されていらっしゃる。少なくともここについては、地公体について998円の月額というのは、維持費だけで賄える費用だと。補助金等によって幹線の施設等の費用については賄ってもらっているので、その維持費だけでこれを賄っているのではないかと推測しているんですが、それでよろしいかどうかと。

それから、10枚目のところについては、具体的な金額の提示はここではお示しただけでないんですが、これは相対取引なので示せないのかどうか。あるいは、事例によって全く違うのかどうかについても、少し情報があればお教えいただきたいと思うんですね。

それに関連して、ケイ・オプティコムさんのプレゼンテーション資料の中で、4枚目の資料のところで、「コストの算定方法について」という3番がついているところですけども、2番目のチェックがついているところで、「ブロードバンド基盤整備に伴う自治体等から補助金等の支援を受けてIP網への移行が進められている可能性もある」ということを受けて、そのような加入電話コストについては、「補てん対象

から除外すべきだ」というご指摘なんですけれども、ここはケイ・オプティコムさんに確認させていただきたいんですけれども、この補助金によって構築されているのは I P 網ですよね。メタル回線については、現状ではテレサー協さんのほうのプレゼンにあるように二重に管理をせざるを得ないということになりますので、N T T 法の改正等でメタル回線の巻き取りが可能になるまでは、このようなことがまだ補てん対象から除外できないのではないかというふうに思っているんですが、そこについてはどのようにお考えか、ちょっと教えていただきたいというふうに思っています。

○株式会社ケイ・オプティコム（土森） ここに書いてありますのは、事業者としてのエゴ的な意見かもわかりませんが、悪く言えば二重取りと、こういうことですね。光 I P 網は自治体から構築費用とかもらって構築し、それに伴ってメタリックはさらに赤字が拡大すると。それがもし補てん対象のエリアに入っているんだったら、何かちょっと我々としてはそこら辺に疑念があるということでございます。現実、こういう対象があるかどうかは我々はちょっとわかりませんが、素直にそういう感じを受けますということなんです。

○関口専門委員 現状ではおそらく、N T T 法の制約の中で、潜在的なメタル回線のユーザーが 1 人でもいらっしゃる限りはメタル回線の維持をしなければいけないと。そのことについては、純粋にメタルの収支の中では赤字になっちゃうんですね。

○黒川主査 そうですね。

○関口専門委員 だから、そこを I P 化の設備投資のところで補助金をもらっているから、メタルの維持については面倒を見るべきではないというのは、私はそこはちょっと考えなきゃいけないんじゃないかというふうには考えております。

それから、最後にもう 1 点ちょっと質問させていただきたいんですが、N T T さんの 1 5 ページ目のところで新たな提案をされていらっしゃるんですけれども、現状では I P 化補正を行っているので、この 1 5 ページ目の見直し後の矢印のところは左に少し戻るんですよね。そう考えると、技術的に手続的な内容は若干異なるんですけれども、現行の I P 化補正のやっていることを反映したことを考えると、縦軸がゼロ軸が右に来てしまうことを左に戻している I P 化補正とこの図とで結果的に違っているのは、ドライカップの部分なんですよね。そうすると、N T T さんの資料の 5 枚目ほどに回線数の抜け落ちているところが書いてあるんですけれども、平成 1 9 年 1 2 月段階で I P 電話に移行されたユーザーが 6 8 0 万、それから他社の直収電話に移行さ

れているユーザーの方が570万いらっしゃるって、これらは別途、例えば他社の直収の場合、ドライカップ接続でほかでの収入は得ていらっしゃるというふうに思うんですが、加入電話からこの1,250万が抜け落ちていて、IP化の補正だけでは足りないというふうに理解をして、例えば直収電話も補正すれば結果的にいうとこれと同じですよということの理解でよろしいのかどうか、そこも確認をさせていただければというふうに思っています。

以上です。すいません、ちょっとばらばらな議論になっちゃいました。

○黒川主査 今、2つの点がありましたね。メタル撤去ということがどういう意味か。一方で、地方自治体はいろんな形でとにかくデジタル・ディバイドゼロ地域のために、それから、より光化しようということで、さまざまな高度化のための投資には援助して下さるということ。一方では、NTT法の世界の縛りがあって、そう簡単に今の加入者電話をやめるということにはなっていない。両方の制度の中から入っているんだけど、だから、ケイ・オプティコムさんが言うように、つまり、外から見ると何だか両方からもらっているじゃないかという感じだけど、それはそうではないんじゃないかということについては、問題点はよくわかったと思うんです。

もう1つ、NTT東西のどちらかにお伺いしなきゃいけないのは、1番目の質問で10.9万台というのはどういうところから来ているのかという、この必然性というんですか、置かれている場所の必然性のようなことについては、今、どういうご認識なのかということ直感的にちょっと伺いたいということか1つ目のご質問かと思えますね。それについてはどちらにお伺いすればいいですか。じゃあ、渡邊さんお願いします。

○東日本電信電話株式会社（渡邊） 8ページ目の第一種公衆電話10.9万台の件なんですけど、私どもがこの「社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要がある」と申し上げたのは、具体的内容がこういうものを提起したいということというよりも、まさに先ほど議論されたように、最後に例えば携帯電話との代替性というのが詰まってきたところ、ある種、選択をされると思うんですが、そういったいわば議論の一番本質的なところと、一番現実的なところで申し上げますと、例えば第一種公衆は都市部であればたしか500メートル四方で、ローカル部は1キロ四方なわけです。さりとて、そういう置き方をしたときに、現にお使いになる回数がこういうふうに減っております。おそらくこれは地域差とか場所の差が相当あると思います。そういっ

た中で、私どもとすれば、よりお使いになりやすい場所に置きかえる必要があると思うんですが、そこは当然取り組みます。さりとて、当面の策として、その500メートル四方とか1キロ四方ということを含めて、果たして現時点、それが状況と合っているのかということもあります。そういったことも含めまして幅広い問題意識はあるんですが、ここで具体的にどうこうというご提案の内容にはまだ至っておりません。というのが8ページです。

○黒川主査 それからもう1つ、後のほうのでIP化補正の話があったんだけど、一方で1,000万の人たちのドライカップの数字で、この縦軸の線というのは左右に動いているのではありませんかという。

○東日本電信電話株式会社（渡邊） はい。15ページの絵なんですけど、先生おっしゃるとおり、このIP補正とドライカップ補正、2つあると思っておるんですが、実はメタル加入者回線コストのコスト分布の右上のほうにBのゾーンというのは、一番最後に空白のゾーンを残しておりまして、ここは補てん対象としないというのは、ここはある意味でドライカップの接続料により補てんを受けているのではないかということと、そこで残った部分があるのではないかというのがBのゾーンだと認識しておりますので、高コスト地域に補てんする際にどうしても足りないところに対しての補正をさせていただいて、通常のところというのはドライカップの接続でいただいているのではないかという区別をこの絵ではしているつもりであります。

○黒川主査 わかりました？ いいですよ、関口先生。

○関口専門委員 はい。

○黒川主査 じゃあ、続けて、菅谷先生、お願いします。

○菅谷専門委員 では、私のほうから少し展望的な部分での質問です。きょうのお話をお聞きしていて、たしかNTT西日本の方が言われたと思うんですけど、級別の電話局でいくと、どうしてもIP電話は都市部で非常に多くなっているけれども、1級局になるローカルではそんなに普及していないということなんですけれども、ユニバーサルサービスの高度化ということを考えたときに光IP電話というのは将来のメニューに入ってきているんですけども、それを踏まえると、ですから、今のそういう状況というのは、そういう将来の政策から見るとあんまり好ましい方向性というか、現状ではないのではないかと思うんですね。エッセンシャルティ、アフォーダビリティ、アベイラビリティで、アベイラビリティのところでは地域格差が広がってきて、ディジ

タル・ディバイドが広がってきている現状なんですけれども、きょうのお話をお聞きして、やはりここはNTT法があって、今、既にPSTNが全国行き渡っている、その部分をユニバーサル基金できちっと確保すればするほど、NTTさんはそれを光IPに置きかえるインセンティブというのは多分働きにくくなると思うんですよね。そういう中で果たして、フェーズ1とか1.5とか2.0とかという議論をしたんですけれども、そういうことを議論していくときに何か大きな転換点がないと、この先、一応プランは挙げているけれども、現実の市場では全く何にも変わっていかないんじゃないかなという感じはしていますね。その将来展望の研究会では、例えば放送においては業界で2011年の7月にオールデジタルということで決めて、その目標に向けて業界全体でいろいろな活動をしているということなんですけれども、これ、NTTグループだけにそのことを押しつけるというのは非常に不公平だとは思いますが、例えば9ページなんかを読むと、2010年度にPSTNの取り扱いについてということで、既存IP網からマイグレーションの状況を踏まえて、「概括的展望」って、わざわざ「概括的」とかという形容詞も入れられた展望を公表するというのを読んで、非常に何か不安になったというか。もし、例えばNTTさんの中でもう少し今の時点でこういう制度改正を希望するとか、何かもう少しこちら辺でおっしゃりたいようなことがあれば、ぜひお話ししていただければありがたいかなと思いました。

○黒川主査 よろしいですか。僕からも、何というか、しり馬に乗ってもう少しというか。多分将来の話で、それこそブロードバンドインターネットとかケータイというのがユニバーサルサービスの世界になっていて、今ある緊急とか公衆とか、要するに加入電話と公衆電話の世界というのがユニバーサルサービスというのから一段階上がる時期のイメージ、どこかでそういうのを思い切って考えなきゃいけないんだけど、きょうの皆さんの説明というのは、この3年間ぐらいでは状況は何も変化しないだろうという感じで議論がされたんですけれども、3年間ほっておくと、何か問題、いざほんとうにそういうのが切迫してきたときに突然変わるというのは、放送の場合、これだけ大騒ぎして、10年以上の時間をかけてでもなかなかうまく転換ができそうもないときに、2010年の概括的というので大丈夫かという今の質問なんですけど、何かここにもう少し概括的という将来展望の大きな目安というのをどういうふうを受けとめたらいいかということ、ユニバーサルサービスの関係でどうお考えなのか、ちょっとだけ何か話せるような内容があれば伺いたいと思うんですけど。

○西日本電信電話株式会社（村尾） それでは、西日本のほうから説明させていただきます。

私が、大枠として向こう3年間展望しても基本的な構造は変わらないので、維持をお願いしたいと申し上げたのは、2012年以降というようなものじゃなくて、先ほど先生方がおっしゃったように向こう3年間を展望するという意味でございまして、決して将来のIP電話だとかその他のものについての可能性を否定しているものじゃございません。そういう意味で期間を限定したものでございます。

私ども、今、ブロードバンド化というものをさまざまな政府・自治体のご支援、これは入札方式ですから私どもが一方向的にいただいているわけじゃないんですけれども、IRU方式で、例えば西日本では13自治体でIRU方式で提供しています。ただ、これはあくまでデジタル・ディバイド解消というブロードバンド化でございます、主眼は。ただ、自治体によりましては、全世帯全加入方式という形で標榜して、電話も安くなるから全加入でいこうと自治体ではかなり強力に進められるんですが、実態としてはやはり、自治体が主導したとしても思うようにIP電話のほうへ移行しているという実態ではないということでございます。やはり今の電話でよろしいという方々が相当地方にはいらっしゃるということでございます。ですから、当面の間はなかなか、IP電話というものが表に出てくるのは地方の実態としては難しいなという思いがございます。

さらに、じゃあ、私どもが2012年以降にこのまま全国オール光化を進めるのか、あるいはメタルのNGN収容のようなもの、どちらがコストパフォーマンスがいいのか、あるいは社会的な影響等々も考えて、そういったものが私どもの判断のポイントとしては非常に重たいものでございます。それから、現在持っているレガシーの電話の交換機というものが一体いつまでもつのかと。D70につきましてはある程度見通しが立ちましたけれども、それ以外の新ノードについての状況、こういったものをももう少し具体的に詰めていかないと具体的な道筋というのがお示しできないと。こういうような形で「概括的」と申し上げているのでございますけど、こういったメタル収容をするのかしないのか、あるいは現行の交換機をいつまで使っていくのか、その他諸制度さまざまございますけれども、メタル撤去の問題等もですね。だから、制度的な問題というよりは、私ども、まずそういう技術的な問題も詰めていかなきゃいかんと。そういった意味での「概括的」という表現になっているというふうに思っております。

ます。

○黒川主査 渡邊さん、よろしいですか。

○東日本電信電話株式会社（渡邊） はい。

○菅谷専門委員 よろしいですか。お話、よくわかるんですけども、今のPSTNの交換機で提供されているサービスというのは、ユニバー基金で補助をされているということで、ということは、NTTさんだけではなくて、ほかの事業者もお金を出されているわけですから、そういう点で、できる限りユニバー基金を負担されている方にも理解いただけるような情報公開をさらに進めていただきたいと思います。

○黒川主査 ユニバーサルサービスファンドのいいところというのは、全体で合意ができるというか、お互いに見合ってますね、だから、きつこうい問題も全サービス供給事業者の問題として議論しなきゃいけない範囲の中に入ってくるという、そういうことのよさというのが一方であって、それはだけど、どこまで情報を全部オープンにするかというのはとても難しい議論かもしれないので、一方、株式会社であるわけだから、そのことという情報公開は株価にも響くということで、それはなかなかまた大変なことだとして理解しながらお互いにチェックし合うという、そういう制度だと思っています。

いずれにせよ、2010年というのが何か情報が生まれてくるということなんですが、これは総務省はどういう姿勢でいるんですか。聞いちゃだめ？

○古市料金サービス課長 先ほどイー・アクセスさんのご説明にもありましたとおり、2004年の中期経営戦略から一つ、2010年あるいは2010年度をターゲットとしてPSTNの移行についてお考えを示されるということ自体については、NTT東西あるいはNTTグループとして公表されてきたわけでございますので、まず、具体的な中身についてはNTT東西、NTTグループ全体で整理をされるということかなとは思っております。

○酒井主査代理 よろしいですか。

○黒川主査 はい。それじゃ、酒井先生。

○酒井主査代理 2度目ですいません。簡単なことですが、まず、ドコモさんのほうでケータイを100%普及させるためには3,000～6,000億かかると。だから、当面はそういうことは無理だろうというお話だったんですが、これも時間との問題ですが、NTT東西さんの資料を見ると高コスト地域というのは随分高くなっておりま

して、3,000～6,000がだんだん進んでいくと、ある時期で、料金は別ですけど、コスト的にはケータイのほうが料金が安くなる時代が来るんじゃないかと。そうすると、そのあたりではだんだん切りかわっていくんじゃないかなという印象を持っておりますので、その辺、どうお考えかということと、あと1つ、これは感想なんですけど、公衆に関しましては、最初、藤原先生がおっしゃったように、とにかく使わないからどうという話じゃなくて、例えば私、110番、一度もかけたことないですけど、我が家から110番機能をなくされたらたまりませんので、そういう要素も若干ありますので、これ、どこでどう決めたらいいのか。この委員会でほんとうに地域を1キロ間隔にしているのかと決めれば決められるのか、ちょっとこのあたりが疑問で、もうちょっと別の観点で緊急という意味で何か考えないと、このあたりはそう簡単に決められないことなのかなと思っております。ですから、質問は前半のほうだけで、2番目は感想です。

○黒川主査 僕は、この3,000億から6,000億で全国に行き渡って100%になるというのは、感動的に相対的に安い金額に思えたんですけど、これはどういう感じでしょうか。

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（伊東） これは、現在、格差是正事業を総務省さんが指導されておるんですけど、その中での仮の試算で、かなり大きな前提のもとに動いています。きょうお示した5ページの中に出ている数字を単純に割ればわかるんですが、大体、1キロメッシュで1万1,000ぐらいが残るだろうというふうにされています。これは先ほど申し上げましたとおり、ドコモだけじゃなくて、ドコモないしはソフトバンクさん、ないしはauさんがあれば、基本的にはそこはマーク、チェックされますので、事業者によっては大分違うんですけども、最小公倍数的に言うところいうところになっています。それに、1つの基地局当たりで、これは山間僻地が含まれますので、1メッシュないしは2メッシュぐらいが多分限界だろうという前提でして、1メッシュに五、六千万かかるだろうということを出させていただいています。ですから、この幅があるということです。実際、設計するとこれ以上かかるかもしれないし、伝送路の費用が余分にかかるかだとかということが出てきますので、必ずしもこれでできるということではないんですが、大体目安としてはこのぐらいだろうと。先生、安いとおっしゃいましたけど、これはかなりの投資額でして、なかなか大変だとは思っております。

○黒川主査 光で全国行き渡ろうとして最後まで行こうとすると、どう計算しても5兆円とかという感覚の数字だったりしているものですから、それからすると、電波で――これからいろんな形の電波の使い方というのが増えてきて、こういうデジタル・ディバイド解消ということが可能になってきていると、こういうところに関しては電波で対応すると相当安くなる可能性があるんだという感覚は実感として受けとめられたということで、感覚としてはだから、10分の1ぐらいでできるんじゃないかというふうに思いましたね。

○酒井主査代理 これだったら、そのうちにもうユニバーサルが変わるんじゃないかという気が……。

○黒川主査 というふうに思いましたので、この数字は、私たちにとってはとてもびっくりした数字だったということです。

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（伊東） それと、先ほど申し上げましたとおり、これはあくまでも人が住んでいるところでやっていますので……。

○黒川主査 はい、了解です。

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（伊東） さらにこれ以上あるというのはあり得ると思いますが。

○黒川主査 それじゃあ、根岸先生。

○根岸部会長 ユニバーサルサービス制度というのは、もう数年たって定着というか、理解で進んでいるようにも見えますが、しかし、やはり依然としてユニバーサルサービス制度というものについて国民の理解が十分あるとは思わないところもあるということで、絶えずそういうことを多分確認していかなきゃならないんだと思いますけど、ケイ・オプティコム様の3ページにそういう基本的な疑問というのが書いてありまして、「適格電気通信事業者への補てんの在り方について」というのがありますですよ。ここに、なぜそういうことをしなきゃならないのかという、基本的というか、そういう考え方についてお話が書いてあります。ここに書いてありますので、これでわかるといえばわかるんですが、もし付言していただくとありがたいということと、それから、このような基本的な疑問というか、考え方に対して、NTT東西の方がどういうふうにお考えであるかということをお聞かせいただくと大変ありがたいと思います。やはりユニバーサルサービス制度というものについて、私の感じではまだ十分に国民が理解しているかどうかという点もありますので、絶えず確認をしていく必要が

あるんじゃないかと思っておりますので、お願いいたします。

○黒川主査 これは問題提起のほうから始まったほうがいいでしょうか。

○根岸部会長 はい、そうですね。

○黒川主査 そうですか。じゃあ……。

○株式会社ケイ・オプティコム（土森） ケイ・オプティコムは従前からこういうことを問題提起しておりまして、接続費用の話からもろもろに絡んでいると考えております。基本的には、当然これから光化ということで、NTTさんが、3,000万加入という目標を掲げられた途端に販促がものすごく始まったということと、地域別に半値ぐらいの料金、特に需要の高い地域においては半値の提供を1年間でやるとか、我々競争事業者としては到底出し得ないキャッシュが流れているという第一線の競争事業者にとって、1,000億円以上の販促費がかかっているのに、何か数十億の——全然収支は違うと思いますけれども、数十億の交付金をもらうというのが別次元でやられているということに対しては、やっぱり事業者としては納得性がちょっとつらいなど。ただ、制度的にそういうものだということはユニバーサルサービスとしては理解しておりますが、こういう懸念は我々もありますし、国民にもあるのではないかなということを書いております。

それともう1つ書いておりますが、ユニバーサルサービス事業者としての大きな利点を既にもらっておるということをNTT東西さんはやっぱり理解すべきだと思います。というのは、敷設ルートの話、我々電力系として敷設ルートがあるだろうと言われておりますけれども、ビルが建った段階では我々のために管路は用意していただきません。NTTさんはあるわけです。だから、NTTさんは光は簡単に引き込めますけど、我々は四苦八苦して引き込んでいるので、そこに1ビルに100万とか200万オーダーの設備投資を我々は余分にしています。そういう実態もあることを理解していただきたいということを書いております。

以上です。

○黒川主査 これはどちらにお伺いしましょうか。

○西日本電信電話株式会社（村尾） じゃあ、西日本のほうから。

まず、Bフレッツ等々のところが特定電気通信役務以外の役務というところで大幅な赤字を計上しているから、ユニバで補てんを受けた額がこちらのほうに流れてしまっているんじゃないかというところが基本的にあると思いますが、私どもは、基本料

のところの赤字分はその他の通話料等々で賄っておりますので、補てんいただいた部分をBフレッツのほうの先ほど申し上げた巨額の販売経費というふうに回すということとはあり得ないということでございます。既に電話の世界の中でもう補っているということでございますね。それから、このBフレッツの赤字につきましても、その他の役務のところ、例えば専用線だとか、ADSLも相当もう償却が終わっていますので、利益も出ております。そういった私どものほかの事業と、それから残りの通話料とで賄っているということございまして、決してユニバの補てん金をBフレッツのほうに流用しているということは、このセグメント会計でもはっきりわかっているように流用はしていないところでございます。

今、NTTがユニバ義務を持つがゆえのブランド力のようなものを話されていましたが、ここに書いてあるのは、ビル引き込みルートとかビル内の敷設ルートとか、これ、ユニバ地域じゃなくて競争地域の話でございまして、ちょっと話がずれているなど。田舎で何か私どもがブランド力で管路を優遇していただくという話ではなくて、都市部の話でございまして、現実の話として、私どもは、新築ビルにつきましてもビル内の引き込み管路等々をつくっていただくのに非常に苦労しているのが実態でございます。逆に言えば、電力さんの引き込みケーブルというのは必ずつくられるんです。しかし、通信というのはなかなかつくっていただけなくて、私どもは日参してやっているのが実態でございまして、その現状というのは、私も現場の支店長をやっていますのでよくわかっておりますが、新築ビルに配管をしていただくというのは非常に困難なものでございますので、その現実の認識がかなりずれているなというふうに思っております。

○黒川主査 まだ4名の委員の方を残しながら、時間がぎりぎりのところまで来てしまったんですけど、これはきょう聞いておいたほうがいいというご質問を委員の方々からまとめて聞いて、皆さんに答えていただくことで終わることにしたいと思いますので、最初、高橋さん、何か論点をお話し……。

○高橋委員 じゃあ、今まで出なかったところで、国民の理解・納得が大切ということがずっと言われてきているんですけども、イー・アクセスさんは平成17年のヒアリングのときにも、消費者のコンセンサスが非常に大事ですとか、請求書への負担額の明示とか、大体私と同じような見解を示されたんですけども、今回、フェーズ2での課題、「コンセンサスが得られる検討でありスキームであること」というのを必

要な観点として出しているかもしれませんが、現状のユニバー基金の消費者への転嫁等に関してどんなお考えを持っているのか、現状認識を聞かせていただきたいというのが1点です。

それから、ドコモさんなんですけれども、いただいた資料の一番最後のところに「お客様への周知事例」というのがデータを入れておいていただいています。これを見ますと、最初は問い合わせが多かったんですけど、どんどん減少しているというふうに読めるわけなんですけど、最初は概要に関する声ということなので、制度が初めてだったからということだと思ってしまうんですが、最近、内訳が何か変化があれば教えていただきたいということと、ケータイの加入者にとって特別若い人からの声が多いとか何かあったら教えていただきたいということなんです。

それから、全国消団連さん、いろいろヒアリングもして下さったようなんですけども、アンケートをとられる時間は多分なかったと思うんですけども、ヒアリングをなさったところで、このユニバーの基金に関して、年齢差とか地域差とか、それによって意見が違うというところがあれば教えていただきたいと思います。例えば若年層と中高年層では違うとか、都市部の方と地域の方では違うとか、時間がないと思えますけど、簡単で結構ですのでお願いします。

○黒川主査 辻先生はいかがですか。

○辻委員 既にいろんな意見が出まして、違うところを言うのは難しいですが、重なることがあってもご容赦ください。私自身は菅谷委員の意見とよく似ていて、やはりこの3年間でマイグレーションをどう準備するかという視点がないと、議論が集約しないで終わる気がします。今後はIPのほうへ行く、あるいはもっと簡単にメタル回線をどういうふうに撤去していくかという、ナショナルプランが出れば一番ありがたいです。しかしながら、メタル回線の経済性とかロバスト性は非常に強いので、しかも、1人でも「黒電話使いたい」と言われる方がおられれば、これはまさしく公衆電話以上に撤去というのは非常に難しくなります。しかし、その一方で、NTTがおっしゃっているように、メタル回線の劣化とか交換機の問題が起こっていますので、長期視点の問題ばかりを言っておられません。1つ、情報としてお聞きしたいのは、メタル回線の交換機の劣化の問題です。これの地理的な分布、つまりどのような地域に古い電線、つまり耐用年数が来ているようなのが多く設置されているのか、あるいは、もうつぶれるような交換機はどのあたりの局（1級・2級・3級）が多いのか、この

ような情報がないと我々は議論できないと思います。

それから2番目は、同じように西日本の方が言われましたように、いろんなシミュレーションです。例えば、メタル回線を強制撤去という問題です。IRUで新見市内あるいは京都府南山城村のように全戸に光ファイバーを敷設している自治体で、仮にメタルを撤去したとすると、ここで書いておられるコスト、つまり現在サービスを提供しているコストどう影響していくか。あるいは、先ほど言ったNGNのメタル収容を実施していくと、ユニバーの算定の基礎になる全体的なコスト構造がどう変わっていくか、こういうような情報がないと議論が前へ進まないと思います。

それからもう1点は、フェーズ2でも、やはり音声サービスが基本的なユニバーサルサービスということの共通の理解はできていたと思います。現在でも音声サービスを提供する様々な代替手段、携帯電話、あるいはIRUによるIP、光電話、あるいは、将来実現するWiMAXなどが出てきています。ですから、フェーズ2を待たなくても、音声だけをユニバーサルサービスとするのでしたら、地域的にここはメタルを撤去して携帯電話でユニバーサルサービスを満たしていくといった議論も可能です。つまり、高コスト地域の中でも、メッセージエリアでも、あるいはもう少し狭い自治体単位でも結構ですから、上記の代替的な音声サービスでカバーできる可能性、アベイラビリティみたいなものが、もう少し情報が明らかになれば、メタルを撤去して次の段階へ移る準備みたいな議論ができると思います。ですから、一番多くの情報を持っておられるNTTに、マイグレーションに向けた情報をいろいろ提供していただきますと、議論が前に向くような気がいたします。

○黒川主査 ありがとうございます。

じゃあ、東海先生から。

○東海委員 前置きからいろいろと長々と何か言おうと思いましたが、もう時間がありませんので、基本的にお聞きしなければならないことだけつらつらと言ってみたくて思っております。

まず、NTTさんは、ユニバーの問題に限らず、例えば接続料の問題、LRICの問題等々においても、多くの場合、ある部分を切り出してきて、「コストが回収できていない」、もしくは「赤字である」というようなご主張がしばしば出てまいります。ユニバーの問題についても、きょう、そういった資料を提示されて、「この部分の赤字、どうするんだ」というようなお話でございますけれども、ユニバーというものの

基金を発動したことの趣旨というものは果たしてどこにあるのかということをもう一度お考え直していただいております。しかし、その時間はもうないだろうなと思っております。

もう1点は、IP化や、あるいはNGNに向かう戦略というのは、NTTさんご自身のみずからのご判断によってそういう流れが促進をされているのではないかとこのように思います。その中でユニバーのコスト負担が多くなる、もしくは赤字が増えてくるという形でもって、その部分を例えば補てんをするという形を要求されてこられる意識というのは、私はまた、先ほどのユニバーの基本理念というものをどのように理解されているのかということに少し疑念を抱くところでございますので、そのあたりのお考えも、もし補足してお話しいただくことがあったら教えていただきたいと。

もう1点は、き線点RT~GC間伝送路のコストの問題ですけれども、この問題について、ユニバーからいわゆる接続料に負担の変更をしたわけですが、ユニバーの場合には利用者負担を明示いたしました。しかしながら、接続料においてこういうコストの負担増があるということは、基本的に考えれば、これも利用者の負担増ではないのかと。そういったことに対しては、利用者負担との関係でご自身の考え方、どういうふうな整理をされておられるのかということをお聞きしたかったということでございます。

それから、ドコモさんですけれども、ケータイの普及が99.7で、0.3に対していろいろとご見解を披瀝されて、今は加入電話だというようなご見解を示されましたが、それは事実としてそのとおりだろうと思っておりますけれども、では、現在のケータイ市場の環境下でユニバーのコストが、東西さんが主張されるような形でさらに高コスト地域の負担を増やしてくれという形になったとき、グループ内であるドコモさん自身はどのようなお考えをお持ちになるのかということをお聞きしたかったということでございます。

それから、利用者負担については私は皆さんにお聞きしたいなと思っております。私は、ユニバーサルサービスというものをこういう形でもって行うことは、決して高コスト地域の方々の、表現は悪いかもしれませんが、弱者負担とは違うんですと。その方たちのためにみんなでお金を出し合うというような意味ではないと。つまり、ネットワークの完全な完結というんでしょうか、NTTさんにしても、あるいはその地域にネットワークをお持ちでない他の事業者さんにしても、ネットワークが完結して

いない限り、この電気通信事業というのは基本的には入り込めない、成り立たない、市場に参加できないということではないんだろうかというふうに私個人は考えております。したがって、事業に参加をするということに対してある程度の負担を皆さんがし合うということであって、理屈として、確かに収支採算からいけば、7円負担が出れば7円を利用者に転嫁するという形は一つの理屈としてはあるように思いますけど、ユニバーの理念からすると必ずしもそういうことを選択するのが適切あるかどうかというのは、私個人は違った考え方を持っているということですので、もしそれに対して何か違うお考えがあったら、ぜひとも、どちらの団体であっても結構でございますので、お話いただければありがたいなと思っております。

このぐらいにしておきたいと思えます。

○黒川主査 それから今度、最後、長田さん、ごめんなさいね、ぎりぎりになっちゃって。

○長田委員 いえ。NTTさんにお伺いしたいんですが、公衆電話のことですけれども、前回の議論のときにもずっと申し上げていたかもしれませんが、どれが一種で、どれが二種なのかが私にはわからないので、もしかしたら一種と二種が同じ場所にあるかもしれない。二種で収支がもしそれで成り立っているのであれば、一種の指定はそこは要らないかもしれないというようなことを、ぜひ我々が精査することができるような資料を出していただきたい。それが先程黒川先生がおっしゃった調査をしたいということだと思いますけれども、前からずっと申し上げていても、それは出てこないのではないかなと思っておりますので、それがどうして出していないのかということをお教えいただきたいのと、それから、東海先生がおっしゃっていたことにすべてうなずいておりましたんですが、利用者からしますと、個々の番号負担で割られて利用者に転嫁するのがいいんですと、皆さんわりとおっしゃっていたと思っておりますけれども、そうすると、負担しているのは一人一人の利用者であるのであれば、この議論を事業者の理屈よりは先に利用者、多くの利用者の理屈でどうあるべきかという議論が進んでもいいという局面になると思うんですね。それで、やはりユニバーサルサービスを維持していくので一番利益を得ている人ということであれば、まずは事業者だろうと私は思いますので、負担の部分に関してはもう少し皆さんも理解をいただいて、ただ番号数で負担することになったから転嫁すればいいでしょうというふうな考え方は改めていただきたいと思っております。

それともう1つは、やはり普通に暮らしている人から見れば、光をどんどんどんどん宣伝されていて、光電話に、便利だし、いいことがあるということでかえました。で、よくよく今度、ユニバーの説明を聞いていると、「そういうわけで負担が大変になっています」という説明は、なかなか理解できません。だから、光やIP電話や何かでの収支も含めて、NTTとしてユニバーサルサービスの負担ができないのかと思いますので、今の制度としてはそうではないということはよくわかりますけれども、利用者の気持ちみたいなものをもう少し理解していただかないと、この制度の理解は広がらないと思います。

○黒川主査 今、皆さんのご意見を伺ったのは、それぞれ委員の方々がこのテーマについてお話をしたいということがたくさんあるということです。きょうは、僕、しり馬に1回乗っただけで、私は何も発言ができなかったんですけども、ということで、とりわけ、今、皆さんのお話の中では2つのパターンに分かれました。1つは、NTT東西にデータのお願ひ。それから、NTT東西の動きについてドコモさんが、このユニバーサルサービスの在り方について同じグループの企業としてどういうふうと考えていらっしゃるのかというお話。とりわけ、辻先生の最初の議論でいうと3年間のマイグレーション、特に2010年のことがあるわけですけども、しかもナショナルプランというのがあればいいのかもしれないけれども、メタルというのをどうやって取りかえていくかという議論のときに、交換機の地理的分布の情報とか、それから、技術的におくらせている交換機や何かの部分のところは地域的にどういうふう分布しているのかとか、それから、途中の段階で、今の段階だとまだ音声だけとりあえず対応すればいいということであれば、それなりの方法というのが次々に出てきているのに、どう考えたらいいのかということについて、もう一回、こういうヒアリングの機会を持てればいいのかと思いますけど、そのことが難しいのであるとすると、次回のヒアリングの前までに、事務局に今のような問題点についてどうお考えだったかということをもとめていただいておりますので、ぜひご協力をよろしくお願ひします。

それからもう1つは、アンケートのことなんですけれども、高橋さんのほうから、消費者団体のほうではアンケートをとられて、この制度についてどういうふうにこれまで評価されてきている、アンケートの結果が世代別にこの制度についてどんな受けとめ方をされているとか、年齢差とか最近の変化に関する加入者の声とか、そういうものについてもしわかることがあったらということで、これについても大変申しわけないですけど、事務局に対して、わかっている範囲のところ、もし詳細なアンケートの結果がわかっているようでしたら教えていただきたいと思っておりますけれども、その情報をいただけたらありがたいと思っています。

それから、東海先生の議論はもっとずっと大きい話だったし、私と意見の違うところもあったりしましたので、この点については本気になって議論しましょうということですけど、ユニバーの議論というのは、ネットワーク経済の効果というか、ネットワークの経済性というロジックの部分と、それから、条件不利地域に関して、つまり何らかの形で支援をしないとその部分が成り立っていかないという政策的な部分の話と負担の在り方に関する議論と、2種類あって、東海先生のほうの議論に基づくと、全部のところはまで行く必要はなくて、ネットワークを利用している人たちの範囲で、これは必要だと思うところで切っ飛ばせばいいという議論になるんじゃないかと思うんですね。それからすると、そんなことはなくて、1人でも手を挙げていたら何とかしなきゃいけないときに費用負担するのは、もう1つのロジックというか、どうしても負担しなければいけないのをみんなで仕方がなく負担しようという——それ、怒られるかもしれませんが、その部分もあると。僕らはどっちかというところのほうの議論を中心にきょうは議論していた。メタルの取りかえとか、そういうところで議論したけど、東海先生の議論は、ネットワークの経済ということがあって、この意味というのは、このネットワークにつながっている人たちがどこにしようと多くの利益を相互に得てしまうということから負担をするということのロジックというのを忘れるなということが1つ目の話でした。

それから、NTT東西がどちらかというところとドミナントキャリアで戦略も持っている。そのプロセスで周りがみんな大騒ぎをしていることで、その戦略の中心にいらっしゃる方の社会的責任というのをどういうふうに考えたらいいかという、これ、すごく難しい議論ですけど、それをどういうふうに答えていただくかということに関してはなかなか大変かと思っておりますけれども、でも、これは、この分野に関して言うと、大きな

NTTが持っていた基本的なサービスのところ、新しい技術を入れながら競争環境をつくっていくという大きな国策の中で進んできたこの政策の在り方についてというか、今、どういう位置と認識されているかということについてぜひ考えていただければありがたいと思います。その中でのユニバーの意味というのをどういうふうにお答えになっていらっしゃるかということについて、接続料や何かの議論もこの中に入って複雑になっているんですけども、この点についてとユニバーの関係についてどういうふうにお考えになっていらっしゃるかということ、その点からもう一度きちんと説明していただきたいというのが、うまく東海先生の意見をまとめたかどうかわかりませんが、一遍に4人の方にいろいろなことを言われて頭に残りませんでしたけど、NTT東西をお願いすることをたくさん受けとめてしまいましたので、これについて、次回またはこの大きな流れの研究会の間の中で適切に情報提供をお願いしたいと思います。

閉 会

○黒川主査 それでは、事務局のほうにマイクをお返しします。よろしく申し上げます。

○鈴木料金サービス課課長補佐 本日はどうもありがとうございました。

それでは、きょうありました議論のほかに、委員の皆様からの追加質問を受け付けたいと思っておりますので、ご多用のところ大変恐縮でございますけれども、5月29日（木曜日）の17時までに事務局あてにご提出くださいますようお願い申し上げます。その後、事務局にて追加質問を取りまとめまして、速やかに各社・各団体の皆様にそれぞれ関係する質問事項を送付させていただきますので、これもご多用のところ大変恐縮でございますけれども、6月4日（水曜日）正午、12時までに事務局あてに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、追加質問及びこれらに対する回答に関しましては、今後の審議の参考資料としていただくため、次回（6月9日）の合同公開ヒアリングにおきまして配付させていただきたいと思います。

それでは、次回は6月9日（月曜日）14時から総務省7階の省議室におきまして、本日に引き続きまして第2回目の当委員会と電気通信事業部会との合同による公開ヒアリングを開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○黒川主査 どうもご協力ありがとうございました。宿題を出してしまいましたけれども、よろしく願いいたします。

— 了 —